

# DCMX

利用規約 (会員規約)

**利用規約(会員規約)をよくお読みいた  
だいたうえで、ご利用ください**

本規約は、DCMXの契約申込みをして株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。

# 目次

## 第1部 一般条項

### 第1章 総則

第1条 サービス概要	5
第2条 定義	5
第3条 DCMXサービスの種類等	8

### 第2章 DCMX契約の締結

第4条 契約申込み	9
第5条 契約申込みに対する承諾	9
第6条 家族会員	9
第7条 サービス区分	11
第8条 使用する対応携帯電話番号の届出	11
第9条 契約締結時等の通知等	12
第10条 年会費	12
第11条 総利用枠・各利用枠	12
第12条 付帯サービス等	14

### 第3章 DCMXサービスに関する管理等

#### 第1節 DCMXモバイルサービスに関する管理等

第13条 アクセスコードの取扱い	14
第14条 モバイルパスワードの設定及び取扱い	14
第15条 アクセスコード及びモバイルパスワードの管理	15
第16条 利用準備等	15
第17条 DCMXモバイルの取扱い	16
第18条 モバイル会員番号の有効期限及び更新手続き	16
第19条 モバイル会員番号の再付与	17
第20条 モバイル暗証番号の設定及び管理	18
第21条 届出携帯電話番号の取扱い	18
第22条 カード情報のお預入れ機能	19
第23条 機種変更等時の対応	20

#### 第2節 DCMXカードサービスに関する管理

第24条 カードの貸与と取扱い	20
第25条 カードの有効期限と更新	21
第26条 カードの再発行	22
第27条 カード暗証番号の設定及び管理	22
第28条 カード型ID	23

#### 第3節 紛失・盗難等及び偽変造の対応

第29条 紛失・盗難等の届出	23
第30条 紛失・盗難等時の対応	23
第31条 不正利用への対応等	24
第32条 保障制度	24

### 第4章 DCMX利用代金等の決済方法

第33条 決済口座	25
第34条 支払期日及び利用代金明細情報の通知	26
第35条 海外におけるDCMX利用代金の決済レート等	27
第36条 決済口座の残高不足等による再振替等	27
第37条 支払金等の充当順序	28
第38条 手数料率等の変更	28

### 第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等

第39条 期限の利益の喪失	28
第40条 DCMXサービスの利用停止	29
第41条 当社の解約による契約終了	30
第42条 会員の申し出による契約終了	31
第43条 契約終了時の管理責任	31
第44条 DCMXサービス提供の中止等	32

### 第6章 雑則

第45条 DCMXアプリ及びiDアプリの著作権	32
第46条 免責条項	32
第47条 当社からのご案内	33

第48条 届出事項の変更	33
第49条 規約の変更、承認	33
第50条 DCMX利用代金等の譲渡等	34
第51条 個人情報の取り扱い	34
第52条 費用の負担	34
第53条 合意管轄裁判所	34
第54条 準拠法	35

## 第2部 DCMXショッピングサービス

### 第1章 DCMXショッピングサービスの利用

第1節 DCMXモバイルを使用したDCMXショッピングサービスの利用	
第55条 利用可能な加盟店等	35
第56条 加盟店の店頭での利用手続き	35
第57条 オンライン取引の際の利用手続き	36
第58条 DCMXモバイルサービスの利用承認	36

### 第2節 DCMXカードを使用したDCMXショッピングサービスの利用

第59条 利用可能な加盟店	36
第60条 加盟店の店頭での利用手続き	37
第61条 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き	37
第62条 オンライン取引の際の利用手続き	37
第63条 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き	37
第64条 DCMXカードサービスの利用承認	38

### 第3節 その他

第65条 債権譲渡の承諾等	38
第66条 加盟店との紛議	38
第67条 所有権留保	39
第68条 遅延損害金	39

### 第2章 DCMXショッピング利用代金の支払区分

#### 第1節 支払区分

第69条 DCMXショッピング利用代金の支払区分	39
第70条 DCMXショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス一括払い	40
第71条 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い	40

#### 第3節 DCMXショッピング利用代金のリボルビング払い

第71条 リボルビング払いの指定	41
第72条 手数料	41
第73条 支払額及び支払期日	42
第74条 繰上返済	42
第75条 サービス利用後の取消し	42

#### 第4節 DCMXショッピング利用代金の分割払い

第76条 分割払いの指定	43
第77条 手数料等	43
第78条 支払総額及び支払期日	43
第79条 ボーナス併用分割払い	44
第80条 繰上返済	44
第81条 サービス利用後の取消し等	44

### 第3章 その他

第82条 見本・カタログ等と現物の相違	44
第83条 支払停止の抗弁	44

## 第3部 DCMXキャッシングサービス

### 第1章 DCMXキャッシングサービスの利用方法

第84条 利用方法の種類	45
第85条 支払方法の指定	45

### 第2章 キャッシングリボ

第86条 キャッシングリボの利用方法・取引目的	46
第87条 キャッシングリボの利率及び利息の計算	46
第88条 キャッシングリボの借入金の支払い	46
第89条 キャッシングリボに関する特約	46
第90条 ATM機利用時の手数料	47

### 第3章 海外キャッシュサービス

第91条	海外キャッシュサービスの利用方法・取引目的	47
第92条	海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算	47
第93条	海外キャッシュサービスの借入金の支払い	47
第94条	海外キャッシュサービスのATM機利用時の手数料	47

### 第4章 DCMXキャッシングサービスに関するその他の取扱い

第95条	繰上返済	48
第96条	遅延損害金	48
第97条	キャッシング利用時及び支払い時の書面の交付	48

### DCMXキャッシングサービス

1.	キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法	49
2.	キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等	50

### DCMXショッピングサービス

1.	分割払いの返済方法・回数、手数料率等	51
2.	分割払いのお支払い例	51
3.	リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等	51
4.	随時リボルビング払い（店頭リボ払い）及び事後リボルビング払い（あとからリボ）のお支払い例	51
5.	自動リボルビング払い（こえたらリボ）のお支払い例	52

### DCMXキャッシングサービス及びショッピングサービス

1.	繰上返済の可否及び方法	53
2.	支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口	54

### 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

### Web明細サービス 利用特約

第1条	本特約の趣旨	55
第2条	本サービスの利用	55
第3条	本サービス利用に必要な情報通信技術の種類及び内容	55
第4条	特定利用代金明細情報の確認方法	55
第5条	電子メールアドレス	56
第6条	本サービスの利用の解約	56
第7条	特約の変更	56
第8条	会員規約の適用	56

### 個人情報の取り扱いに関する同意事項

1.	個人情報の利用目的	56
2.	個人信用情報機関への登録・利用	59
3.	その他の個人情報の第三者提供等	61
4.	個人情報の開示・訂正等	63
5.	会員契約が不成立の場合	63
6.	本同意事項等に不同意の場合	63
7.	利用中止の申出	63
8.	個人情報の取り扱いに関する相談窓口	64
9.	本同意事項の変更	64

### DCMXご利用上の注意

### DCMX利用ポイント規定

第1条	DCMX利用ポイント規定	66
第2条	本プログラム	66
第3条	DCMX利用ポイントの提供方法	67
第4条	DCMX利用ポイントの取消	67
第5条	DCMX利用ポイントの利用方法	67
第6条	ポイント利用	68
第7条	プレミアクラブポイントへの移行	69
第8条	非回線契約者向けドコモポイントへの移行	70
第9条	利用制限	70
第10条	本プログラムの実施期間	71
第11条	お客様情報の取り扱い	71
第12条	システムの停止等	71
第13条	本規定の変更及び規定外事項	71
第14条	連絡窓口	71

## 記

### 第1部 一般条項

#### 〈第1章 総則〉

#### 第1条 (サービス概要)

DCMXサービスは、次条第21号の対応携帯電話端末、第22号の  
その他対応機器又はICチップを搭載したカードを使用するクレジット  
機能を内容とするサービスであって、当社が提供するものです。

#### 第2条 (定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「DCMX」 対応携帯電話端末、その他対応機器若しくは  
第41号のドコモUIMカード (Type A/B方式) に搭載され  
た非接触型ICチップ又は当社が発行するカードを利用する  
システムであって、商品若しくは権利を購入し、又は役務の  
提供を受ける際に現金の支払に代えて代金を決済するもの  
及び現金自動預入払機 (以下「ATM機」といいます) 又は現金  
自動支払機 (以下「CD機」といいます) を利用して現金の  
貸借及び弁済をするシステム
- (2) 「DCMX サービス」 DCMXを用いた次に掲げるサービス  
① 「DCMXショッピングサービス」 加盟店と会員との  
間の商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引 (以  
下これらを「ショッピング取引」といいます) の代金の  
決済を行うサービス  
② 「DCMXキャッシングサービス」 第4号の本会員に  
対する金銭の貸付を行うサービス  
③ 前各号に付随するサービス
- (3) 「DCMX 契約」 当社と次号の本会員との間で成立する  
契約であって、本規約の定めを内容とするDCMXサービス  
をご利用いただくための契約
- (4) 「本会員」 本規約を承諾の上、当社に対しDCMX契約を  
申し込み、当社がこれを承諾した方
- (5) 「家族会員」 本会員がDCMX サービスの利用に係る自  
己の代理人として指定し、本規約の定めに従うことを承諾  
した家族で、当社がこれを承諾した方
- (6) 「会員」 本会員と家族会員の総称
- (7) 「DCMXモバイル」 ①第25号のDCMXアプリ及び第26  
号のiDアプリが搭載された対応携帯電話端末で、かつこれ  
に搭載された非接触型ICチップに第30号のカード情報が  
登録されているもの、又は②DCMXアプリ及びiDアプリを  
搭載し、ドコモUIMカード (Type A/B方式) が挿入され  
た対応携帯電話端末で、かつ対応携帯電話端末に搭載され  
た非接触型ICチップ及びドコモUIMカード (Type A/B  
方式) に搭載された非接触型ICチップに第30号のカード

情報が登録されているもの、又は③第22号のその他対応機器で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに、当社指定の方法によりカード情報が登録されているもの

- (8) 「DCMXモバイルサービス」 DCMXモバイルを使用するDCMXサービス
- (9) 「DCMXカード」 当社が発行して会員に貸与するICチップを搭載したプラスチックカード
- (10) 「DCMXカードサービス」 DCMXカードを使用するDCMXサービス
- (11) 「iD一体型カード」 iDサービス(iD/PayPass機能を除く)を使用することができる機能が搭載されたDCMXカード
- (12) 「iD専用カード」 iDサービス(iD/PayPass機能を除く)のみを使用することができるDCMXカード
- (13) 「カード型iD」「iD一体型カード」と「iD専用カード」の総称
- (14) 「カード型iDサービス」 カード型iDを使用するDCMXサービス
- (15) 「モバイル会員番号」 当社がDCMXモバイルサービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の16桁の識別番号
- (16) 「カード会員番号」 当社がDCMXカードサービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の16桁の識別番号
- (17) 「会員番号」 モバイル会員番号及びカード会員番号の総称
- (18) 「モバイル暗証番号」 DCMXモバイルサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM機若しくはCD機、又はDCMXアプリにおいて入力を求められる4桁の番号
- (19) 「カード暗証番号」 DCMXカードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店又はATM機若しくはCD機において入力を求められる4桁の番号
- (20) 「暗証番号」 モバイル暗証番号及びカード暗証番号の総称
- (21) 「対応携帯電話端末」 ①非接触型ICチップを搭載した当社指定の携帯電話端末、又は②非接触型ICチップを搭載し且つドコモUIMカード (Type A/B方式) に対応した当社指定の携帯電話端末
- (22) 「その他対応機器」 対応携帯電話端末を除く、非接触型ICチップを搭載した当社指定の機器
- (23) 「届出携帯電話番号」 本会員又は家族会員がDCMXモバイルサービスを利用する (第30号のカード情報を設定したその他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合を含み、以下同様とします) ものとして本会員から届け出のあった携帯電話番号 (FOMA・Xiサービス契約に基づき割り振られる契約者識別番号のことをいい、以下同様とします。)
- (24) 「届出携帯電話端末」 届出携帯電話番号の登録された第40号のドコモUIMカード若しくは第41号のドコモUIM

カード(Type A/B方式)を挿入している対応携帯電話端末、届出携帯電話番号の登録された対応携帯電話端末

- (25) 「DCMXアプリ」 DCMXを利用するために、対応携帯電話端末の非接触型ICチップに対して、会員番号、有効期限、総利用枠、DCMXサービス利用額その他会員に関する情報の書き込み及び読み出しを行うためのアプリケーション
- (26) 「iDアプリ」 ①DCMXアプリを起動する、又は②DCMXを利用するために、対応携帯電話端末及びドコモUIMカード (Type A/B方式) の非接触型ICチップに対して、会員番号、有効期限、総利用枠、DCMXサービス利用額その他会員に関する情報の書き込み及び読み出しを行う等、DCMXを利用するために必要なアプリケーション
- (27) 「当社指定アプリ」DCMX モバイルサービスを利用するために、その他対応機器の非接触型ICチップに対して、会員番号、有効期限、総利用枠、DCMX サービス利用額その他会員に関する情報の書き込み及び読み出しを行うための当社が別途ホームページ等で指定するアプリケーション
- (28) 「アクセスコード」 第15号のカード会員番号の下11桁で、対応携帯電話端末の非接触型ICチップ及びドコモUIMカード (Type A/B方式) の非接触型ICチップにカード情報の登録を行うためにDCMXアプリ、iDアプリ又は当社指定アプリを操作する際に必要なもの
- (29) 「モバイルパスワード」 本会員が、第4条の契約申込み時又は第6条第1項の家族の指定時に自ら定める4桁の数字の組み合わせで、アクセスコードを使用する際、本人認証を行うために使用するためのもの
- (30) 「カード情報」 モバイル会員番号及びその有効期限等の情報
- (31) 「DCMXショッピング利用代金」 各会員用 (家族会員がいる本会員の場合は本会員用を含みます。以下同様とします) のDCMXモバイル又はDCMXカードを使用して、DCMXショッピングサービスが利用されることにより、本規約に基づき当社が本会員にお支払いを求める代金
- (32) 「DCMXキャッシング利用代金」 各会員用のDCMXモバイル又はDCMXカードを使用して、DCMXキャッシングサービスが利用されることにより、本規約に基づき当社が本会員にお支払いを求める代金
- (33) 「DCMX利用代金」 DCMXショッピング利用代金及びDCMXキャッシング利用代金の総称
- (34) 「加盟店」 DCMXモバイル又はDCMXカードを使用したDCMXショッピングサービスを利用したショッピング取引の取扱いを行うことができる者として、当社が指定する者
- (35) 「iDサービス」 当社が展開する「iD」のブランド名で提供されるクレジットによる代金決済その他の金融サービス
- (36) 「PayPassサービス」 MasterCardが展開する、国際標

標準拠の非接触型ICチップを活用した、「PayPass」のブランド名で提供される決済サービス

- (37) 「iD/PayPass機能」 iDサービスの付加機能として当社が提供するクレジットによる代金決済機能
- (38) 「iモード」当社が提供する携帯電話サービスの付加機能(端末設備のボタン操作により、予め指定した情報又は選択した情報をiモードセンターを経由して受信することができるようにする機能等)としてのiモードサービス
- (39) 「spモード」当社が提供する携帯電話サービスの付加機能としてのspモードサービス
- (40) 「ドコモUIMカード」携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、FOMA・Xiサービス契約に基づきお客様に貸与されるカード
- (41) 「ドコモUIMカード(Type A/B方式)」非接触型ICチップを搭載しiD/PayPass機能に対応したドコモUIMカード
- (42) 「iD提携クレジット会社」iDサービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社
- (43) 「MasterCard(PayPassサービス含む)提携クレジット会社」MasterCardと提携する銀行及びクレジット会社
- (44) 「Visa提携クレジット会社」Visaインターナショナルサービスアソシエーションと提携する銀行及びクレジット会社
- (45) 「提携クレジット会社」iD提携クレジット会社、MasterCard(PayPassサービス含む)提携クレジット会社及びVisa提携クレジット会社の総称
- (46) 「docomo ID/パスワード」当社が別途定める「docomo ID規約」に基づき発行するID/パスワード

### 第3条 (DCMX サービスの種類等)

- 1 DCMXサービスの種類及び支払区分は、以下の表のとおりとし、その具体的内容は、第2部及び第3部で定めます。

種類	支払区分
DCMXショッピングサービス	1回払い
	2回払い
	ボーナス一括払い
	リボルビング払い
	分割払い(3回以上の回数による分割払いをいい、以下同様とします)
DCMXキャッシングサービス	
キャッシングリボ	リボルビング払い
海外キャッシングサービス	1回払い

- 2 前項に定めるDCMXサービスの種類又は支払区分の一部について

て、加盟店の機器設置状況その他の事情により、ご利用になれない場合があります。

## 〈第2章 DCMX 契約の締結〉

### 第4条 (契約申込み)

本会員としてDCMXサービスの利用を希望する個人は、本規約の内容を承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によってDCMX契約締結の申込み(以下「契約申込み」といいます)をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。また、未成年の方からの契約申込みの場合は、その親権者又は後見人の同意を確認させていただきます。

### 第5条 (契約申込みに対する承諾)

- 1 当社は、契約申込み者の審査を行った上でこれを適格と認めるときは、当該契約申込み者にDCMXの利用を承諾します(以下、当社が契約申込みに対する承諾をした日を「契約締結日」といいます)。
- 2 本会員と当社とのDCMX契約は、当社が前項の承諾をしたときに成立し、これにより本規約が本会員と当社との間に適用されます。
- 3 契約申込み者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、第1項の承諾をしない場合があります。
  - (1) 本会員を契約名義人とする携帯電話契約に係る料金の当社に対するお支払状況が当社指定の基準を満たしていないとき
  - (2) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の①の各号のいずれかに該当し、又は②の各号のいずれかに該当する行為をするおそれのあるとき
  - (3) 前各号に定めるほか、当社が定める条件を満たさないとき

### 第6条 (家族会員)

- 1 契約申込み者及び本会員は、本条第2項から第10項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認められた者をDCMXサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、家族会員とすることを当社に申し込むことができます。
- 2 前項に基づき契約申込み者又は本会員が家族会員にする者として指定した家族を当社が家族会員とすることを承諾した場合、当該家族は家族会員となり、本会員の代理人としてDCMXサービスを利用することができます。
- 3 本会員は、第1項に基づき自己の代理人として指定するにあたり、当該家族会員に対し、当社が当該家族会員用に発行するDCMXカード(以下「家族会員用DCMXカード」といいます)、当該家族会員用に発行するカード型iD(以下「家族会員用カード型iD」といいます)、当該家族会員用に付与するモバイル会員番号その他家族会員に係るカード情報が設定されたDCMXモバイル若しくはドコモUIMカード(Type A/B方式)(以下「家族会員用DCMXモバイル」といいます)又は家族会員に係る会員番号、その有効期限若しくは暗証番号(以下すべてを総称して

「家族会員用DCMXカード等」といいます)を使用して本規約に基づいてDCMXサービスを利用する一切の権限(以下「本代理権」といいます)を授与するものとします。

- 4 本会員は、家族会員に対する本代理権の授与の撤回若しくは取消を行う場合又は代理権の消滅事由がある場合には、当社指定の方法により当社に対して、家族会員によるDCMXサービスの利用の終了を申し出るものとし、当該申し出を行う前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
- 5 家族会員による家族会員用DCMXカード等を使用したDCMXサービスの利用は、全て本会員の代理人としての利用とみなされ、本会員は、家族会員によるDCMXサービス利用に基づく一切の支払債務を負担するものとします。また、本会員は、家族会員用DCMXカード等によるDCMXサービスの利用によって生じるすべての責任を負うものとします。
- 6 本会員は、家族会員をして、本規約の各規定を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことにより当社が被った損害の賠償について、当社に対し連帯して責任を負うものとします。
- 7 本会員のDCMXサービスのサービス区分が変更となった場合には、家族会員が利用できるDCMXサービスについても当該変更後のサービス区分および変更時のカード型IDの発行状況に従うものとします。
- 8 家族会員は、DCMXサービスの利用の終了を希望するときは、当社指定の方法により当社に対して届け出るものとします。この場合、家族会員は、当社が届出を受理した時に家族会員としての地位に基づく権利を喪失します。また、家族会員は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員としての地位に基づく権利を当然に喪失します。
  - (1) 本会員と当社との間のDCMX契約が終了したとき
  - (2) 第4項に基づき本会員が当該家族会員によるDCMXサービスの利用を終了したい旨の申し出をしたとき
  - (3) 会員が死亡したとき又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき
- 9 家族会員は、本会員と当社との間のID専用カードの契約が終了したときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員用ID専用カードの利用の権利を当然に喪失します。
- 10 本会員が、ID専用カードの利用の終了を当社の定める方法により当社に届け出し、当社がこれを受理したときは、家族会員用ID専用カードも同時に利用できなくなります。この場合、本会員は、当該家族会員用ID専用カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 11 家族会員は、家族会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、直ちに当該家族会員用のDCMXモバイル及びドコモUIMカード(Type A/B方式)に記録されている自己のカード情報を削除しなければなりません。この場合、本会員は、当該家族会員用のDCMX

カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

- 12 会員が前2項に違反した場合であって、当該家族会員以外の第三者が当該家族会員の家族会員用DCMXカード等を利用したときは、当社は、当該利用を当該家族会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。

#### 第7条 (サービス区分)

- 1 DCMXサービスには、DCMX及びDCMX GOLDのサービス区分があります。
- 2 サービス区分により、年会費、総利用枠、各利用枠、付帯サービス等及び利用方法等が異なることがあります。

#### 第8条 (使用する対応携帯電話番号の届出)

- 1 会員は、DCMX モバイルサービス利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号(その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は当該携帯電話端末に挿入するドコモUIMカードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします。)を当社へ届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員の届出携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。
  - (1) 届出携帯電話端末をDCMX サービスに利用することにつき届出携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
  - (2) 届出携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社のiモード又はspモードを使用するための契約が締結されていないとき
  - (3) 当該携帯電話番号が本会員以外の方のDCMX モバイルサービスに係る届出携帯電話番号として登録されている場合
- 2 本会員は、第6条第1項の指定時(以下「家族会員指定時」といいます)に、家族会員がDCMX モバイルサービスに利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を当該家族会員の届出携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。
  - (1) 届出携帯電話番号端末をDCMX サービスに利用することにつき届出携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
  - (2) 届出携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社のiモード又はspモードを使用するための契約が締結されていないとき
  - (3) 当該携帯電話番号が当該家族会員以外の方のDCMX モバイルサービスに係る届出携帯電話番号として登録されている場合
- 3 契約申込み者及び本会員は、第1項及び第2項の届出携帯電話番号を使用する各会員自身が届出携帯電話番号の契約名義人(以下「届出携帯電話番号の契約名義人」といいます)でない場合も、

第1項の届出をして契約申込み又は第6条第1項の指定をし、承諾を受けることができます(以下、届出携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「異名義利用者」といいます)。

#### 第9条(契約締結時等の通知等)

- 1 当社は、第5条第1項の承諾又は第6条第2項の承諾をする際、各会員に対し、各会員用モバイル会員番号及びカード会員番号を付与し、契約申込み時に届け出た本会員の住所宛に、当社が当該会員に対するDCMXサービスの提供会社になる旨並びにカード会員番号、カード会員番号及びモバイル会員番号の有効期限、サービス区分、総利用枠及び各利用枠その他の当社指定の事項を通知します。なお、モバイル会員番号は別途、前条に基づき、当社が届出携帯電話番号を登録した会員にのみ、当社が指定する方法で、各会員へ通知します。
- 2 当社は、DCMX モバイルサービス等の利用、希望の有無にかかわらず、第13条に基づき、前項の通知と併せて、本会員に対して、各会員用アクセスコードに関する通知を行います。
- 3 当社は、第24条に基づき、本会員に対して、第1項の通知と併せて、各会員用DCMXカードを発行します。
- 4 前3項の通知及び発行については、当社の事務処理の都合により、一部の通知又は発行が別送となる場合があります。

#### 第10条(年会費)

- 1 本会員は、当社に対し、当社指定の年会費を、当社指定の支払方法によりお支払いください。
- 2 前項の年会費の金額及び支払期日は、前条第1項の通知と併せて通知します。
- 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合を除き、理由のいかんを問わず返還しません。

#### 第11条(総利用枠・各利用枠)

- 1 当社は、審査の上、本会員につき、DCMXサービス全体の利用枠(以下「総利用枠」といいます)を当社指定の方法により定めます。会員は、本会員による当社への支払いが済んでいないDCMX利用料金(本会員によるDCMXサービスの利用に係るもののほか、家族会員が第6条に基づき本会員の代理人としてDCMXサービスを利用したものを含まず)の残高(以下「未支払残高」といいます)を合算した金額が総利用枠を超えない範囲でDCMXサービスを利用することができます。
- 2 当社は、審査の上、前項の総利用枠の範囲内で、第3条のDCMXサービスについて、以下の各号の利用枠(以下「各利用枠」といいます)を定めることができます。
  - (1) DCMXショッピングサービスの利用枠
  - (2) DCMXショッピングサービスのリボルビング払いの利用枠
  - (3) DCMXショッピングサービスの分割払いの利用枠
  - (4) DCMXキャッシングサービスの利用枠
  - (5) キャッシングリボの利用枠(但し、100万円を超えない

範囲で定めます)

- (6) 海外キャッシュサービスの利用枠(但し、30万円を超えない範囲で定めます)

上記(3)の利用枠については、DCMXショッピングサービスの分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの共通の利用枠を定めるものとします。

- 3 会員は、各DCMXサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該DCMXサービスを利用することができます。但し、DCMXショッピングサービスのリボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がDCMXショッピングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用でき、また、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービスは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がDCMXキャッシングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用できるものとします。
- 4 当社は、当社が必要又は適当と認めるときは、本条第1項の総利用枠とは別に、分割払いの利用枠を定めることがあります。この場合には、当社指定の方法によりその利用枠を定めます。
- 5 会員が本条に定める総利用枠又は各利用枠を超えてDCMXサービスを利用した場合にも、本会員は、その支払いの責めを負います(なお、事務手続き上の都合により、総利用枠又は各利用枠を超えるDCMXサービスの利用が可能となる場合がありますので、ご注意ください)。この場合において、会員がリボルビング払いを指定したDCMXショッピングサービスについて、第2項第2号の利用枠を超過して利用したときは、その超過した金額の全額を1回払いの扱いとしてお支払いいただきます。
- 6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めるときは、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること(その額を0円とすることを含まず)又はこれらの枠について利用停止の措置を講ずることができます。
- 7 当社は、必要に応じて本会員に総利用枠又は各利用枠の見直しを行うために必要な書類の提出及び事実の照会を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
- 8 会員は、現金化を目的として商品、サービスの購入などにDCMXショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。
- 9 当社は、本条第6項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることができます。但し、第2項第1号及び第2号の利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めるとき(会員から異議のある場合

を除きます)は、増額をすることがあります。

#### 第12条 (付帯サービス等)

- 1 会員は、当社が別に定めるところに従い、当社又は当社が指定する者が提供する付帯サービス及び特典 (以下「付帯サービス等」といいます)を利用することができます。但し、利用できる付帯サービス等が限定される場合があります。また、当社は、会員が利用できる付帯サービス等及びその内容を予告なく変更する場合があります。
- 2 会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については、別途当社から指定の方法により本会員に対しお知らせします。
- 3 付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、会員には、これに従って、付帯サービス等をご利用いただけます。
- 4 会員は、第6条第8項、第41条第2項又は第42条に従い、会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、付帯サービス等を利用する権利についても当然に失います。

### 〈第3章 DCMXサービスに関する管理等〉

#### 第1節 DCMXモバイルサービスに関する管理等

#### 第13条 (アクセスコードの取扱い)

- 1 当社は、本会員に対して、第9条に基づき、本会員用のアクセスコードに関する通知を行います。また、当社は、家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員に対して、第9条に基づき、家族会員用のアクセスコードに関する通知を行います。
- 2 アクセスコードに関する通知は、本会員の契約申込み時の届出住所又は住所変更の届出がされた場合の変更後住所 (以下併せて「届出住所」といいます)宛に行います。なお、家族会員用のアクセスコードに関する通知を受けた本会員は、家族会員用アクセスコードについて当該家族会員に通知してください。
- 3 前項のアクセスコードに関する通知 (家族会員の場合は本会員からの通知)を受けた会員は、DCMX モバイルサービスを利用する場合、当社指定の期限内に第16条第1項の利用準備を行うことにより、会員のカード情報を届出携帯電話端末に搭載された非接触型ICチップ、ドコモUIMカード (Type A/B方式)に搭載された非接触型ICチップ又はその他対応機器に搭載された非接触型ICチップに登録してください。

#### 第14条 (モバイルパスワードの設定及び取扱い)

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族会員指定時に、各会員用のモバイルパスワードを設定してください。モバイルパスワードは、生年月日、電話番号など他人に推測されやすいものを避けて設定してください。
- 2 家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員は、前項に従って当該家族会員用に設定したモバイルパスワードを家族会員に通知してください。
- 3 会員は、第16条第1項の利用準備を行う際には、本人確認のた

め、第1項のモバイルパスワードを入力してください。

#### 第15条 (アクセスコード及びモバイルパスワードの管理)

- 1 会員は、当該会員用のアクセスコード及びモバイルパスワードを善良な管理者の注意をもって使用及び管理し、当該会員以外の第三者に使用させてはいけません。
- 2 会員のアクセスコード又はモバイルパスワードが使用されてDCMXモバイルサービスが利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

#### 第16条 (利用準備等)

- 1 会員は、DCMX モバイルサービスを利用する場合、DCMXモバイルサービスを利用するための準備 (DCMXサービスのサービス区分が変更された場合及びドコモUIMカード (Type A/B方式)が再発行された場合の準備を含みます)として、以下の(1)及び(2)又は(1)及び(3)の設定を行ってください。
  - (1) 届出携帯電話端末へのアプリのダウンロード 当社指定の方法に従い、iDアプリ、DCMXアプリ又は当社指定アプリをダウンロードして届出携帯電話端末へ保存すること (ただし、当該届出携帯電話端末に既にアプリが搭載されているときは、これらの準備は不要です。)
  - (2) 届出携帯電話端末へのカード情報の登録 iDアプリ、DCMXアプリを起動し、アクセスコード及びモバイルパスワードを入力する等当社指定の操作を行うことにより、届出携帯電話端末へ会員のカード情報を登録すること (なお、各会員の届出携帯電話端末以外の対応携帯電話端末に、各会員用のアクセスコード及びモバイルパスワードを使用してカード情報の登録を行うことはできません。)
  - (3) その他対応機器へのカード情報の登録 届出携帯電話端末に保存された当社指定アプリを起動し、当社指定の操作を行うことにより、その他対応機器へ会員のカード情報を登録すること。(なお、各会員の届出携帯電話端末以外の対応携帯電話端末を使用して、その他対応機器へカード情報の登録を行うことはできません。)
- 2 前項第2号又は第3号のカード情報の登録完了後も、当社及び加盟店は、必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
- 3 会員は、DCMX モバイルサービスの利用を希望する場合、第1項に定める利用準備 (以下「利用準備」といいます)の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末及びこれに付随して必要となるドコモUIMカード (Type A/B方式)等の各種機器の準備、届出携帯電話番号に係る携帯電話回線でiモード又はspモードを使用するための契約の締結その他の必要な準備を行うものとし、

- 4 会員が第1項及び前項に定める準備を怠ったことによりDCMXモバイルサービスの利用ができない場合には、当社は、その責任を負いません。

#### 第17条 (DCMX モバイルの取扱い)

- 1 DCMXモバイルサービスは、会員ご本人のみが利用できるサービスであり、会員は、当該会員のカード情報を登録したDCMXモバイル又はドコモUIMカード (Type A/B方式) を当該会員以外の第三者に使用させてDCMXサービスを利用させてはなりません。
- 2 会員は、自己のカード情報を登録したDCMXモバイル及びドコモUIMカード (Type A/B方式) について、当該会員以外の第三者への譲渡若しくは貸与、修理、預託、担保提供又は廃棄等の処分をする場合には、当社指定の方法に従い、これらの処分を行う前にDCMXモバイル及びドコモUIMカード (Type A/B方式) に記録されたカード情報を削除しなければなりません。
- 3 本会員は、自己のモバイル会員番号及びその有効期限を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用のモバイル会員番号及びその有効期限について、他人 (本会員を除きます) に知られないよう十分注意して管理してください。
- 4 会員のカード情報を登録したDCMXモバイル若しくはドコモUIMカード (Type A/B方式)、モバイル会員番号又はその有効期限が使用されてDCMXモバイルサービスが利用された場合は、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。ただし、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

#### 第18条 (モバイル会員番号の有効期限及び更新手続き)

- 1 モバイル会員番号の有効期限は、当社が指定します。
- 2 モバイル会員番号の有効期限満了の2か月前までに本会員から第42条に定める解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のDCMXモバイルサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、当社指定の方法によりその旨を通知します。
- 3 前項に基づく通知 (家族会員の場合は本会員からの通知) を受けた会員で引き続きDCMXモバイルサービスの利用を継続したいときは、当社指定の期限内に、第16条第1項第2号に定めるカード情報登録をすることにより、更新手続きを行ってください。なお、当社が定める一部の会員についてはiDアプリにより自動で更新手続きが行われます。
- 4 モバイル会員番号の有効期限内のDCMXモバイルを使用したDCMXモバイルサービスの利用に係るDCMX利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、モバイル会員番号の有効期限経過後のDCMXモバイルを使用したDCMXモバイルサービスの利用に係るDCMX利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

#### 第19条 (モバイル会員番号の再付与)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、モバイル会員番号を再付与します。この場合、従前のモバイル会員番号は失効します。なお、iDサービスのモバイル会員番号又はiD/PayPass機能のいずれかのモバイル会員番号を再付与する場合には、もう一方のモバイル会員番号も連動して再付与されます。
  - (1) 前条第2項に定める事由があるとき
  - (2) 第29条第1項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法によりモバイル会員番号の再付与の申し出を行ったとき
  - (3) 第21条第1項の届出携帯電話番号の再登録が行われたとき
  - (4) 届出携帯電話端末又はその他対応機器の変更 (以下「機種変更等」といいます) の際、会員からモバイル会員番号の再付与の申し出があったとき (ただし、会員が第22条に定めるお預入れ機能を利用して機種変更等完了後の対応携帯電話端末へのカード情報の移行を完了した場合を除く)
  - (5) 届出携帯電話番号に係る携帯電話回線が利用中断 (携帯電話番号の紛失時等に、携帯電話番号を別の番号に変えることなく一時的に利用できないようにすることをいい、以下同様とします) となり、会員又は届出携帯電話番号の契約名義人からモバイル会員番号の再付与の申し出があったとき
  - (6) 届出携帯電話番号に係る携帯電話契約について、iモード又はspモードが廃止となった後に再度利用可能となり、会員からモバイル会員番号の再付与の申し出があったとき
  - (7) その他当社が必要と判断したとき
- 2 当社は、前項に基づきモバイル会員番号を再付与したときは、その旨を本会員の届出住所宛に通知し又は当社指定の方法により通知します。なお、家族会員用のモバイル会員番号の再付与に関する通知を受けた本会員は、当該家族会員にその旨を通知してください。
- 3 第16条第1項2号のカード情報の登録を完了している会員は、前項の通知 (家族会員の場合は本会員からの通知) を受けたときは、当社指定の方法により、速やかにDCMXモバイル及びドコモUIMカード (Type A/B方式) に登録されている従前のカード情報を削除してください。また、会員は、第1項第6号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が生じることを知ったときは、当社指定の方法により、速やかにDCMXモバイルのカード情報を削除してください。なお、従前のカード情報を削除しないと、第三者に不正にDCMXモバイルサービスを利用されてしまうおそれがあり、第三者が利用した場合のDCMX利用代金は、第17条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなります。
- 4 DCMXモバイルサービスの利用を希望する会員は第2項の通知 (家族会員の場合は本会員からの通知) を受けたときは、再度新しいカード情報について第16条第1項第2号の登録を行ってください。

## 第20条 (モバイル暗証番号の設定及び管理)

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族会員指定時に、各会員用のモバイル暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。
- 2 当社は、本会員より申し出のあったモバイル暗証番号を指定の方法により登録します。但し、本会員より申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出た場合には、当社が別途指定するモバイル暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、モバイル暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員は、前3項に基づき登録された当該家族会員用モバイル暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己のモバイル暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のモバイル暗証番号を他人(本会員を除きます)に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員用のモバイル暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員のモバイル暗証番号が使用されてDCMXモバイルサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

## 第21条 (届出携帯電話番号の取扱い)

- 1 本会員は、届出携帯電話番号の再登録(新たな別の携帯電話番号への変更を含みます)を当社に申し出ることができます。また、家族会員は、自己の届出携帯電話番号についてのみ再登録を当社に申し出ることができます。この場合、当社は、従前の届出携帯電話番号の登録を抹消し、会員の申し出た携帯電話番号を会員の新たな届出携帯電話番号として再登録します。
- 2 会員は届出携帯電話番号の抹消を当社に申し出ることができます。この場合、当社は申し出のあった届出携帯番号を抹消します。
- 3 会員の届出携帯電話番号について、次の各号の事由が生じたときは、当社は、当社が特に認めた場合を除き、当該届出携帯電話番号の登録を抹消します。
  - (1) 届出携帯電話番号に係る携帯電話契約について、名義変更が行われた場合
  - (2) 届出携帯電話番号に係る携帯電話契約が解約等により終了した場合
  - (3) 会員が異名義利用者の場合で、届出携帯電話番号の名義人が当該携帯電話番号をDCMXモバイルサービスに利

用することを停止するよう又は当該携帯電話番号を自己のDCMXモバイルサービスに係る届出携帯電話番号として登録するよう当社に申し出たとき

- 4 会員は、会員の届出携帯電話番号について、前3項各号の事由が生じることを知ったときは、次項の新しい携帯電話番号の届出を行うか行わないかにかかわらず、会員の責任において事前にDCMXモバイル(その他対応機器を除きます)及びドコモUIMカード(Type A/B方式)に記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除しないと、第三者に不正にDCMXモバイルサービスを利用されてしまうおそれがあり、第三者が利用した場合のDCMX利用代金は、第17条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。また、前3項各号の事由が生じた後、第1項の届出携帯電話番号の再登録が完了するまでの間は、オンラインでのカード情報削除操作はできませんので、この場合は、当社の所定の窓口においてカード情報の削除手続きをとってください。
- 5 会員の届出携帯電話番号について第3項各号事由が生じた場合で、会員が引き続きDCMXモバイルサービス等の利用を継続したいときは、会員は、当社に対し、第1項の届出携帯電話番号の再登録の申し出を行って、第19条のモバイル会員番号の再付与を受けてください。但し、従前と同じ携帯電話番号を再登録するときは、以下の各号に該当する場合にのみ、再登録が可能です。なお、第3項の当社による届出携帯電話番号の登録抹消が行われた後、届出携帯電話番号の再登録が完了するまでの間は、従前の届出携帯電話番号に係る携帯電話回線が盗難等により、利用中断になったときにおいても、第40条第1項第2号に定めるDCMXサービスの利用停止の措置をとることができませんので、あらかじめご了承ください。
  - (1) 第3項第1号の場合
  - (2) 第3項第3号の場合で、当該届出携帯電話番号の契約名義人が当該携帯電話番号についてDCMXモバイルサービス利用への使用を再開することを承諾したとき
- 6 当社は、届出携帯電話番号に係る携帯電話回線の番号変更(以下「改番」といいます)があった場合、届出携帯電話番号の登録を改番後の番号に変更いたします。なお、異名義利用者の場合も、予め異名義利用者に通知し又は承諾を得ることなく、届出携帯電話番号を改番後の番号に変更いたしますので予めご了承ください。

## 第22条 (カード情報のお預入れ機能)

- 1 カード情報のお預入れ機能(以下「お預入れ機能」といいます)とは、機種変更等の際に会員の要請に応じ、DCMXアプリ又は当社指定アプリを通じてDCMXモバイルから当社のサーバへカード情報(ドコモUIMカード(Type A/B方式)に登録されているカード情報を除き、以下本条において同様です)を移行し、機種変更等完了後に当該カード情報を当社のサーバからDCMXモバイルサービスを利用しようとする対応携帯電話端末又はその他対応

機器（以下本条において「新携帯電話端末等」といいます）へ移行するサービスです。

- 2 お預入れ機能を利用される際には、機種変更等に先立ってDCMXアプリ又は当社指定アプリを通じて当社指定の操作をしていただき、モバイル暗証番号をご入力いただく等当社指定の操作をしていただく必要があります。DCMXモバイル、届出携帯電話端末又は新携帯電話端末等からモバイル暗証番号が入力された上でお預入れ機能が利用された場合は、当社は、これを会員による利用であるとみなします。
- 3 当社は、カード情報が当社のサーバ又は新携帯電話端末等に完全に移行されることを保証するものではなく、カード情報を移行する際の通信環境・通信状況によっては、移行が完了せずカード情報が消失してしまう場合があります。この場合、会員は、当社指定の方法に従い、モバイル会員番号の再付与を希望する旨を当社に申し出ていただき、第16条に定める利用準備を行っていただく必要があります。
- 4 第1項の規定にかかわらず、DCMXモバイル、届出携帯電話端末、新携帯電話端末等又は当該移行を実施するための機器の故障等により、当該移行を適切に行うことが困難であると当社が判断した場合には、当該移行を実施できない場合があります。

### 第23条（機種変更等時の対応）

- 1 DCMXモバイルの機種変更等をするとき（前条の「お預入れ機能」を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行を行うときを除きます）は、会員は、機種変更等をする前に、会員の責任において機種変更等をしようとするDCMXモバイルに記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除しないと第三者に不正にDCMXモバイルサービスを利用されてしまうおそれがあり、第三者が利用した場合のDCMX利用代金は、第17条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 2 会員が前項の機種変更等をした後もDCMXモバイルサービスを継続利用することを希望するときは、第19条の定めに基づき、モバイル会員番号の再付与を申し出てください。ただし、前条のお預入れ機能を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行が完了した場合は、モバイル会員番号の再付与の申し出は必要ありません。

## 第2節 DCMXカードサービスに関する管理

### 第24条（カードの貸与と取扱い）

- 1 当社は、本会員に対して、第9条、第25条又は第26条に基づき、本会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用DCMXカードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員に対して、第9条、第25条又は第26条に基

づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した家族会員用のDCMXカードを発行し、これを貸与します。

- 2 前項のDCMXカードは、本会員の届出住所宛に送付する方法により交付します。なお、家族会員用のDCMXカードを受領した本会員は、家族会員用のDCMXカードを当該家族会員に交付してください。
- 3 第2項のDCMXカード（ID専用カードを除く）の交付（家族会員の場合は本会員からの交付）を受けた会員は、直ちに当該DCMXカードの署名欄に自署してください。DCMXカード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。
- 4 DCMXカードの所有権は、当社に属します。DCMXカードは、印字された会員本人以外は使用してはなりません。
- 5 会員は、当該会員用のDCMXカードの使用、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行ってください。会員は、当該会員用のDCMXカードを他人に貸与、譲渡、質入れ又は寄託してはならず、また、DCMXカードを他人に使用させてはなりません。
- 6 本会員は、自己のカード会員番号及びDCMXカードの有効期限の情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用のカード会員番号及びDCMXカードの有効期限の情報についても、他人（本会員を除きます）に知られることがないようDCMXカードと同様に善良な管理者の注意をもって管理してください。
- 7 会員のDCMXカード、カード会員番号又はその有効期限を使用してDCMXカードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

### 第25条（カードの有効期限と更新）

- 1 DCMXカードの有効期限は、当社が指定します。
- 2 前項の有効期限は、DCMXカードに記載された月の末日までとなります。
- 3 有効期限満了の2か月前までに本会員から解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のDCMXカードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、次条に基づき新たなDCMXカードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。
- 4 会員は、前項の新DCMXカードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員のDCMXカードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 5 カードの有効期限内のDCMXカードを使用したDCMXサービスの利用に係るDCMX利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、有効期限経過後の

DCMXカードを使用したDCMXカードサービスの利用に係るDCMX利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

#### 第26条 (カードの再発行)

- 1 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めるときは、本会員に対し、各会員用のDCMXカードを再発行します。
  - (1) 前条第3項に定める事由があるとき
  - (2) 第29条第2項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申し出を行ったとき
  - (3) DCMXカードサービスにつき第40条の利用停止があった後、DCMXカードサービスの提供を再開するとき(但し、既に再発行を行っている場合を除きます)
  - (4) 本会員がDCMXサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めるとき
  - (5) 会員がiD一体型カード以外のDCMXカードからiD一体型カードへの変更を希望し、当社がこれを認めるとき
  - (6) 会員がiD一体型カードからiD一体型カード以外のDCMXカードへの変更を希望し、当社がこれを認めるとき
  - (7) その他当社が必要と認めるとき
- 2 前項によりDCMXカードを再発行する場合(但し、前項第1号に該当する場合を除く)、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。
- 3 会員は、第1項の新DCMXカードを受領したとき(但し、第1項第2号に該当する場合を除く)は、従前の会員のDCMXカードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

#### 第27条 (カード暗証番号の設定及び管理)

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族指定時に、各会員用のカード暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。
- 2 当社は、本会員より申し出のあったカード暗証番号を当社指定の方法により登録します。但し、本会員からの申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出た場合には、当社が別途指定するカード暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、カード暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員についての第6条第2項の承認を受けた本会員は、前3項に基づき登録された当該家族会員用カード暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己のカード暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のカード暗証番号を他人(本会員を除きます)に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、カード暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。

- 6 会員のカード暗証番号が使用されてDCMXカードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

#### 第28条 (カード型iD)

- 1 カード型iDの貸与、取扱い、有効期限、更新、再発行、カード暗証番号の設定・管理・紛失・盗難等及び偽変造の対応については、第2節及び第3節の規定が適用されます。
- 2 本会員は、iD一体型カードとiD専用カードを同時に保有することはできません。又、家族会員もiD一体型カードとiD専用カードを同時に保有することはできません。
- 3 会員が、iD専用カードの利用の終了を希望するときは、当社定める方法により届け出るものとします。この場合、会員は直ちに自己の責任において会員に貸与されたiD専用カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 4 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のiD専用カードを利用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。

### 第3節 紛失・盗難等及び偽変造の対応

#### 第29条 (紛失・盗難等の届出)

- 1 会員は、各会員用のDCMXモバイル又はドコモUIMカード(Type A/B方式)の占有を紛失、盗難、詐取又は横領等(以下併せて「紛失・盗難等」といいます)により失った場合には、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 2 会員は、各会員用のDCMXカードの占有を紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 3 会員のDCMXモバイル、ドコモUIMカード(Type A/B方式)又はDCMXカードが紛失・盗難等により第三者に利用された場合であっても、当社は、当該利用を本人による利用として取り扱い、本会員には、第15条、第17条、第20条、第24条又は第27条に基づき、そのDCMXモバイル、ドコモUIMカード(Type A/B方式)又はDCMXカードの使用に係るDCMX利用代金をお支払いいただきます。但し、本会員は、第32条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。

#### 第30条 (紛失・盗難等時の対応)

- 1 当社は、前条第1項の届出を受領したとき又は届出携帯電話端末若しくはドコモUIMカード(Type A/B方式)に紛失・盗難等の事態

- が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第40条に従い会員のDCMXモバイルサービスの利用停止の処置を採ります。なお、利用停止の処置が完了するまでにDCMXモバイル又はドコモUIMカード (Type A/B方式) を第三者に不正利用されることを防止するため、会員は、DCMXモバイル又はドコモUIMカード (Type A/B方式) に搭載された機能に応じて、ICチップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。
- 2 当社は、前条第2項の届出を受領したときは、第40条に従い会員のDCMXカードサービスの利用停止の処置を採ります。
  - 3 前2項のDCMXモバイルサービス又はDCMXカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第1項の場合に会員の申し出に応じてDCMXカードサービスの利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申し出に応じてDCMXモバイルサービスの利用停止の処置を採ることがあります。

### 第31条 (不正利用への対応等)

- 1 当社は、第三者によるDCMXサービスの不正利用が行われている可能性がある、もしくは行われた可能性があると察知したときは、会員に対しお問い合わせをさせていただきます。
- 2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していないDCMXサービスの使用があったことを確認したときは、ただちにその旨を当社に届け出てください。
- 3 会員は、認知していないDCMXサービスの使用があったときは、ただちに当社にその旨を届け出てください。
- 4 前2項により、当社が第三者によるDCMXサービスの不正利用 (紛失・盗難等に起因する場合を除く) があったと判断したときは、本会員は、第32条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます。

### 第32条 (保障制度)

- 1 第29条第3項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にDCMXモバイル、ドコモUIMカード (Type A/B方式) 又はDCMXカードを使用された場合であって、同条第1項又は第2項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条に基づき当社が第三者によるDCMXサービスの不正利用 (紛失・盗難等に起因する場合を除く) があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るそのDCMX利用代金相当の損害を補てんします。
- 2 本会員が前項の補てんを受けることができる期間 (以下「保障期間」といいます) は、第5条の契約締結日から1年間とし、本会員が本会員としての地位を失わない限り、毎年自動的に更新されるものとします。
- 3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。
  - (1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因

- するとき
  - (2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき
  - (3) 損害が会員の家族、同居人又はDCMXカードの受領についての代理人など会員と同視すべき方による使用に起因するとき
  - (4) 会員が本条第4項の義務を怠ったとき
  - (5) 紛失・盗難等又は被害状況の届出内容に虚偽があったとき
  - (6) 損害がDCMXサービスのうちモバイル暗証番号又はカード暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき (但し、会員による暗証番号の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く)
  - (7) 損害が第29条第1項又は第2項の紛失・盗難等の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って90日より前のDCMXサービスの利用に起因するとき
  - (8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき
  - (9) 損害がその他本規約に違反するDCMXモバイル、ドコモUIMカード (Type A/B方式) 又はDCMXカードの使用に起因するとき
- 4 会員は、第29条に基づき、紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、DCMXモバイル、ドコモUIMカード (Type A/B方式) 又はDCMXカードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、DCMXモバイル、ドコモUIMカード (Type A/B方式) 又はDCMXカードを発見又は回収した場合は、ただちに当社にその旨を届け出るものとします。
  - 5 会員は、前条に基づき、第三者によるDCMXサービスの不正利用 (紛失・盗難等に起因する場合を除く) として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

## 〈第4章 DCMX利用代金等の決済方法〉

### 第33条 (決済口座)

- 1 本会員が当社に支払うべきDCMX利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務 (以下「DCMX利用代金等」といいます) は、本会員が支払いのために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み (以下本会員が支払いのために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます) によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。

- 2 本会員と届出携帯電話番号の契約名義人及び当該携帯電話契約に係る料金の支払口座（以下「携帯電話料金支払口座」といいます）の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関についてはこの限りではありません。
- 3 第88条に定めるキャッシングリボの返済元金及び第93条に定める海外キャッシュサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第11条第3項の未支払残高に含めて扱うものとします。

### 第34条（支払期日及び利用代金明細情報の通知）

- 1 DCMX利用代金等の支払期日は、毎月10日とします。但し、当該支払月の10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とします。
- 2 当社は、支払期日の前月15日を締切日とし、原則として当該締切日までに加盟店から当社に対してDCMXサービス利用に関する情報が報告され、又は当該締切日までに現金の借り受けがなされたDCMX利用代金等を前項の支払期日の対象として算出するものとします。但し、事務手続き上の都合により、当該締切日の対象となるDCMX利用代金等の請求が、上記支払期日の翌月以降を支払期日とする場合があります。
- 3 当社は、当月の支払期日の対象となるDCMX利用代金等に関する明細情報（家族会員の利用代金明細情報を含みます。以下本条において同様とします。以下「利用代金明細情報」といいます）を支払期日までに当社が指定するウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。会員は当社指定の方法により利用登録を行ったうえで、利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。この場合、本会員は、自己及び家族会員の利用代金明細情報を閲覧することができ、また家族会員は、当該家族会員に係る利用代金明細情報のみを閲覧することができます。
- 4 前項の規定にかかわらず、利用代金明細情報に、割賦販売法第30条の2の3第3項各号、貸金業法第17条第6項および同法第18条第3項に規定される事項に係る情報（以下「法定事項」といいます）が含まれる場合、当社は、その利用代金明細情報を支払期日までに本会員の届出住所宛に書面を送付することにより通知するものとします。
- 5 利用代金明細情報（法定事項を含むものを除きます）について、書面による通知（以下、この通知書面を「利用代金明細書」といいます）を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合、当社は承諾した日の属する月の翌月または翌々月（当社所定の締切日により異なります）以降、毎月支払期日までに本会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付しま

す。この場合、本会員は、利用代金明細書発行手数料として、当社指定の手数料を当社指定の方法によりお支払いいただきます。

- 6 本会員は、第3項の利用代金明細情報の閲覧が可能となった後、又は前項の利用代金明細書受領後（以下総称して「利用代金明細情報受領後」といいます）直ちにその内容を確認し、これに対し異議があるときは、利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申し出てください。異議の申し出がない場合、本会員が当該利用代金明細情報の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

### 第35条（海外におけるDCMX利用代金の決済レート等）

- 1 日本国外におけるDCMXカードサービスの利用に係るDCMX利用代金は、その外貨額をMasterCard又はVisaインターナショナルサービスアソシエーション（以下総称して「国際提携組織」といいます）の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。当社所定の費用の詳細は、DCMXホームページ（<http://dcmx.jp>）に掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- 2 日本国外におけるiD/PayPass機能を用いたDCMXショッピング利用代金については、その外貨額をDCMXショッピングサービス利用時点での当社が指定するレートで円貨に換算します。
- 3 本会員が日本国外でDCMXカードサービスを用いたDCMXショッピングサービスを利用した場合において、DCMXの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項（レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます）及び第2項に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 4 本会員が日本国外でiD/PayPass機能を用いたDCMXショッピングサービスを利用した場合において、DCMXの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項（レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます）及び第2項に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 5 日本国外でDCMXカードサービスを利用する場合であって、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、本会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのDCMXカードサービスの利用の制限又は利用停止に応じていただくことがあります。

### 第36条（決済口座の残高不足等による再振替等）

- 1 決済口座の残高不足等により、支払期日において当社に支払うべき債務の決済口座からの自動振替等ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部又は全部につき決済口座からの自動振替等（以下「再振替等」といいます）を行う

- ことができます。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時、場所及び方法でお支払いください。
- 2 会員は、当社が別途定める再振替等を行う際にかかる費用を負担するものとします。またその費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

### 第37条 (支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当することができます。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

### 第38条 (手数料率等の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボルビング払いの利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率(これらを併せて以下本条において「手数料率等」といいます)について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、一般に行われる程度の変更を行うことができます。この場合、第49条の規定にかかわらず、当社指定の方法により、当社から本会員に対し手数料率等の変更の通知を発信した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボルビング払いについては、通知発信後の未支払残高に対し、分割払い及び海外キャッシュサービスについては、通知発信後の利用分から、変更後の新手数料率等を適用します。

## 〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

### 第39条 (期限の利益の喪失)

- 1 本会員に次のいずれかの事由があるときは、本会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- (1) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞したとき(但し、本項第5号に規定する場合を除きます)及び第41条の規定によりDCMX契約が解約になったとき
  - (2) 仮差押え、差押え、競売の申請、破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て等の法的な債務整理手続きの申立てがあったとき
  - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差押えがあったとき
  - (4) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき又は支払いを停止したとき
  - (5) リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス一括払いのDCMXショッピング利用代金債務のうち割賦販売法第35条の3の60第1項に定める取引によるものではないものについては、その履行を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をしたに

- もかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- (6) 第48条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が相当期間に渡り不可能な状態にあると判断されたとき(但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます)
  - (7) 届出携帯電話番号に係る携帯電話契約に関して申告された届出事項が虚偽の内容であることが判明したとき(但し、異名義利用者の場合を除きます)
- 2 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- (1) 本規約第2部第67条により所有権留保された商品を他に譲渡し、賃貸、質入れその他の処分を行ったとき
  - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
  - (3) DCMXサービスの契約申込みに際して、虚偽の申告があったとき
  - (4) 本会員を契約名義人とする携帯電話契約(但し、当社が提供する携帯電話サービスに係るものに限り)が解約となったとき(但し、本会員からの申し出による解約の場合を除きます)
  - (5) 本会員の信用状態が悪化したとき
- 3 本会員は、前2項により債務をお支払いいただくべき場合には、第36条第1項但書の定めによりお支払いいただきます。

### 第40条 (DCMXサービスの利用停止)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員のDCMXサービスの一部又は全部の利用を停止します。
- (1) 第29条第1項又は第2項の届出があったとき
  - (2) 会員が異名義利用者の場合で、会員の届出携帯電話番号に係る携帯電話回線が紛失等により利用中断になった場合であって、届出携帯電話番号の契約名義人から当社に対して申し出があったとき
  - (3) 会員のDCMXカード、DCMXモバイル又はドコモUIMカード(Type A/B方式)について、当社がDCMXサービスの不正利用を確認したとき
- 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のDCMXサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるDCMXサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は現金自動預払機(以下「ATM等」といいます)等を通じてDCMXカードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。
- (1) 金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了していないとき

- (2) 会員が総利用枠若しくは各利用枠を超えた利用をし、又はしようとしたとき
  - (3) 会員のDCMXサービスの利用状況が不相当であり、又は不審であると当社が判断したとき
  - (4) 延滞が頻繁に発生する等、DCMX利用代金の支払状況が良好でないと当社が認めるとき
  - (5) 本会員を契約名義人とする携帯電話回線で、本会員の届出携帯電話番号に係る携帯電話回線以外のものが解約となった場合（但し、本会員からの申し出による解約の場合を除きます）
  - (6) その他会員が本規約に違反し、又は違反するおそれがあると当社が認めるとき
  - (7) 本会員の届出携帯電話番号に係る携帯電話回線において、利用休止、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更等、iモード又はspモード廃止等当社所定の事由が発生したとき
  - (8) 会員が当社所定の期限内に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書類の提出を行わなかったとき
  - (9) 前号に定める書類等の調査の結果、会員の返済能力を超える利用であると当社が判断したとき
  - (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律等、その他関連法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - (11) その他第41条第1項各号に定める事由が生じたとき
- 3 前2項によりDCMXモバイルサービスの一部又は全部が利用停止となったときは、当社指定の場合を除き、会員は、自己の責任においてDCMXモバイル及びドコモUIMカード（Type A/B方式）に記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除せず、DCMXモバイルサービスが利用された場合のDCMX利用代金は、第17条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

#### 第41条（当社の解約による契約終了）

- 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずにDCMX契約を解約してこれを終了させることができます。
  - (1) 本規約の規定のいずれかに違反したとき
  - (2) DCMXサービスの契約申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定又は信用状況に係る事実について、虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (3) DCMX利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
  - (4) 会員のDCMXサービスの利用状況が著しく不相当であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき
  - (5) 契約申込み後3か月以内に金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了しないとき
  - (6) 第5条第1項の契約締結日から2か月以内に当社の定め

- る本人確認等手続きが完了しないとき
  - (7) 第18条第2項に基づく当社からの通知がなされないままモバイル会員番号の有効期限満了の日が経過し、又は第25条第3項の本会員のDCMXカードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき
  - (8) 本会員が死亡したとき又は本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡があったとき
  - (9) 第48条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が不可能な状態にあると判断したとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）
  - (10) 会員の届出携帯電話番号に係る携帯電話契約に関して申告された重要な届出事項が虚偽の内容によるものであったことが判明したとき（但し、異名義利用者の場合を除きます）
  - (11) 会員の届出携帯電話番号に係る携帯電話契約が解約となった場合（但し、会員が異名義利用者である場合及び会員からの申し出による解約の場合を除きます）
  - (12) 会員を契約名義人とする携帯電話回線に係る約款等に違反した場合であって、当社がDCMX契約を継続できないと判断したとき
  - (13) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の④の各号のいずれかに該当し、当社がDCMX契約の継続が困難であると判断したとき
  - (14) その他本会員の信用状態が悪化した等当社がDCMX契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 前項により契約が解約されたときは、会員は、当社に対する会員としての地位に基づく権利を喪失します。

#### 第42条（会員の申し出による契約終了）

本会員がDCMX契約の終了を希望するときは、当社宛に当社の定める方法により届け出てください。この場合、会員は、当社が届出を受理した時に会員としての地位を喪失します。

#### 第43条（契約終了時の管理責任）

- 1 前2条によりDCMX契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、DCMXモバイル及びドコモUIMカード（Type A/B方式）（家族会員用DCMXモバイルを含みます）に記録されているカード情報を削除しなければなりません。
- 2 前2条によりDCMX契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、本会員に貸与されたDCMXカード（家族会員用のDCMXカード、及びETCカードを含みます）を切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 3 本会員が前2項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のカード情報が記録されたDCMXモバイル若しくはドコモUIMカード（Type A/B方式）又は当該会員のDCMXカードを使用してDCMXサービスを利用したときは、当社は、当該利用を

会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するDCMX利用代金をお支払いいただきます。

- 4 会員が本規約に基づいて当社に負った債務の取扱いについては、DCMX契約が終了した後においても、本規約を適用します。

#### 第44条 (DCMXサービス提供の中止等)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員に事前に通知することなく、DCMXサービスの提供を一時停止又は中止することができます。
- (1) DCMXサービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき
  - (2) 停電その他の不可抗力により、DCMXサービスの提供をすることが困難であるとき
  - (3) 前2号に掲げるほか、当社がDCMXサービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき
- 2 前項に定める場合のほか、当社は、技術上又は営業上の判断により、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法によって会員に周知した上で、DCMXサービスの提供を一時停止若しくは中止又は廃止（事業譲渡及び組織変更による場合を含みます）することができます。
- 3 前2項に基づき、DCMXサービスの提供の一時停止若しくは中止又は廃止の措置がとられたことにより、会員又は第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

### 〈第6章 雑則〉

#### 第45条 (DCMXアプリ及びiDアプリの著作権)

- 1 当社は、会員に対して、DCMXサービスを利用するために、DCMXアプリ又はiDアプリを対応携帯電話端末にダウンロードして利用することを許諾します。
- 2 当社は、DCMXアプリ及びiDアプリに関する著作権その他の一切の権利を保有し、本規約において明記する場合を除き、会員への前項に定める許諾により何らの権利の移転も行わないものとします。
- 3 会員は、DCMXアプリ及びiDアプリを複製、改変又は公衆送信してはならず、その他本規約に基づき当社から許諾された以外の用途にDCMXアプリ及びiDアプリを利用又は使用してはなりません。

#### 第46条 (免責条項)

当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 会員が対応携帯電話端末又はその他対応機器を使用してDCMXサービスを利用したことにより、当該対応携帯

電話端末の通話機能若しくはiモード又はspモードその他の機能又は当該対応携帯電話端末内又はその他対応機器内に記録されたデータ等(ICチップに記録されたデータを含みます)に何らかの影響が生じたとき

- (2) 対応携帯電話端末、その他対応機器、対応携帯電話端末若しくはその他対応機器に搭載された非接触型ICチップ、ドコモUIMカード又はドコモUIMカード (Type A/B方式) に搭載された非接触型ICチップ等の技術的な欠陥又は品質不良等の原因により、会員がDCMXサービスを利用できないとき
- (3) DCMXアプリ、iDアプリ又は当社指定アプリの欠陥又は品質不良により、DCMXサービスを正常にご利用いただくことができないとき

#### 第47条 (当社からのご案内)

- 1 当社は、DCMXサービスの提供にあたり必要な事項に係るご案内のために、届出携帯電話端末又は会員が別途当社に届け出るメールの送信先（「docomo.ne.jp」ドメインのメールアドレスに限り）に対して、メールをお送りすることがあります。なお、ご案内に際し通信料等の費用が発生する場合は、会員にご負担いただきます。
- 2 会員は、前項の送信先について、当社からお送りするご案内に関するメールを受信可能な状態にしておく必要があります。
- 3 会員が前項に違反した場合、当社は、当社からのメールを送信した時点で会員に到達したものとみなします。

#### 第48条 (届出事項の変更)

- 1 会員が当社に届け出た氏名、住所、取引目的、職業、勤務先、連絡先、決済口座、届出携帯電話番号その他当社指定の届出事項に変更が生じた場合には、会員は、遅滞なく、指定の届出用紙の提出又は電話若しくはインターネットによる届出等、当社指定の方法により当社に対して変更事項を届け出てください。但し、氏名、決済口座その他当社が必要と認める事項に関する変更の場合には、指定の届出用紙を提出してください。
- 2 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなして本規約を適用します。
- 3 前1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

#### 第49条 (規約の変更、承認)

本規約の変更について、当社がその内容を当社所定の方法により本会員に対して通知し、又は公表した後に会員がDCMXサービスを利用したときは、変更事項又は新DCMX利用規約を承認

したものとみなして変更事項又は新DCMX利用規約の各規定を適用します。なお、当社からの通知がメールにより行われた場合には、当社の送信用電子計算機から発信された時点で通知がなされたものとみなします。

#### 第50条 (DCMX利用代金等の譲渡等)

- 1 当社は、本規約に基づくDCMX利用代金その他の会員に対する債権について、必要に応じ、取引金融機関（その関連会社を含みます）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含みます）又は債権回収会社（以下、これらを併せて「金融機関等」といいます）のうち、当社の指定する者（以下「債権回収委託先」といいます）にその回収業務及びこれに付随する業務を委託する場合があります。会員は、DCMXの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報がこの委託に伴って当社から当該債権回収委託先に開示されることをご承諾いただきます。
- 2 会員は、当社が本規約に基づくDCMX利用代金その他の会員に対する債権を必要に応じ金融機関等に譲渡し、質入れその他担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること及び当社が金融機関等との間で本規約に基づくDCMX利用代金その他の会員に対する債権に関するその他の取引をすること並びにこれらの取引に伴ってDCMXサービスの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報が当社から当該第三者に開示されることについて、あらかじめ異議なくご承諾いただきます。

#### 第51条 (個人情報取り扱い)

当社は、DCMXサービスの提供にあたり取得する個人情報を別途定める「個人情報の取り扱いに関する同意事項」に従い取り扱います。

#### 第52条 (費用の負担)

- 1 DCMXモバイルサービスを利用するにあたって必要となるパケット通信その他のDCMXモバイルに係る利用料金については、会員（異名義利用者の場合は、当該届出携帯電話番号の契約名義人）の負担となります。
- 2 年会費等、本会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合には、本会員は、当該公租公課相当額又は当該増加額をご負担いただきます。
- 3 印紙代、公正証書作成費用等、支払督促申立て費用、送達費用等、当社が会員との法的措置（法的措置に準じた手続き、交渉等を含みます）に要した費用については、その発生時期が本会員とのDCMX契約の終了の前後を問わず、本会員にご負担いただきます。
- 4 金融機関等を利用して振込により当社指定預金口座へ入金する場合の金融機関所定の振込手数料その他DCMX利用代金等の支払いに要した各種手数料は、会員にご負担いただきます。

#### 第53条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかに

にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店又は営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第54条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

## 第2部 DCMXショッピングサービス

### 〈第1章 DCMXショッピングサービスの利用〉

#### 第1節 DCMXモバイルを使用したDCMXショッピングサービスの利用

#### 第55条 (利用可能な加盟店等)

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店においてDCMXモバイルの使用によるDCMXショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、DCMXショッピングサービスのご利用ができない場合があります。なお、iDサービスの変更によりDCMXモバイルサービスを加盟店の店頭以外で利用することが可能となった場合、当社は会員に対しその旨を当社指定の方法により通知又は公表します。この場合において、会員が当該利用を希望するときは、当社指定の申込みをしていただきます。
  - (1) 当社の加盟店のうち、iDサービスに対応した読取機を設置している加盟店
  - (2) 前号以外のiD提携クレジット会社又はMasterCard (PayPassサービス含む) 提携クレジット会社の加盟店のうち、iDサービス又はiD/PayPass機能に対応した読取機を設置している加盟店
  - (3) コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店
- 2 会員は、加盟店におけるDCMXショッピングサービスの利用に際し、DCMXモバイル及びモバイル会員番号等の個人情報が窃取又は悪用等されないように十分に注意して、これらを管理してください。

#### 第56条 (加盟店の店頭での利用手続き)

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、iDサービスをご利用の場合は加盟店においてDCMXモバイルを読取機にかざし、モバイル暗証番号を入力することにより、iD/PayPass機能をご利用の場合は加盟店においてDCMXモバイルを読取機にかざし、モバイル暗証番号を入力するか、伝票へ署名を行うか、又はモバイル暗証番号を入力し、且つ伝票へ署名を行うことにより当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてDCMXショッピングサービスを利用することができます。
- 2 ショッピング取引の利用代金がiDサービス及びiD/PayPass機能を提供する当社が別途定める一定額を超えない場合又は当社、iD提携クレジット会社若しくはMasterCard (PayPassサービス含む) 提携クレジット会社が適当と認めた場合においては、前項及び第57条

に定めるモバイル暗証番号の入力及び伝票への署名を省略すること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、DCMXモバイルの使用によるDCMXショッピングサービスをご利用いただけないことがあります。

- (1) 第1項に基づき会員がモバイル暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたモバイル暗証番号と一致しないとき
- (2) DCMXモバイル又はドコモUIMカード(Type A/B方式)内の非接触型ICチップの情報を読み取ることができないとき
- (3) 第58条第2項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

#### 第57条 (オンライン取引の際の利用手続き)

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、加盟店においてDCMXモバイルを讀取機にかざすことに代えて、DCMXモバイルのカード情報等をオンラインによってIDサービスを提供する当社に通知し、モバイル暗証番号を入力することにより、DCMXショッピングサービスを利用することができます。なお、iD/PayPass機能はオンライン取引非対応となっています。

#### 第58条 (DCMXモバイルサービスの利用承認)

- 1 加盟店におけるDCMXモバイルサービスの利用に際しては、原則として、当社の利用承認を必要とします。この場合、ご利用の取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接に、又はiD提携クレジット会社若しくはMasterCard (PayPassサービス含む)提携クレジット会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、DCMXの利用状況及び本人確認等に関し照会を行いますので、会員には、あらかじめこれをご了承いただきます。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるDCMXモバイルサービスの利用が適当でないと判断した場合には、DCMXモバイルサービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 第2節 DCMXカードを使用したDCMXショッピングサービスの利用

#### 第59条 (利用可能な加盟店)

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店においてDCMXカードの使用によるDCMXショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、DCMXショッピングサービスのご利用ができない場合があります。

  - (1) 当社の加盟店
  - (2) 前号以外のMasterCard (PayPassサービス含む)提携クレジット会社又はVisa提携クレジット会社の加盟店

- 2 会員は、加盟店におけるDCMXショッピングサービスの利用に際し、DCMXカード及びカード会員番号等の個人情報が入り込まないよう、また売上票等が偽造又は変造等されないように十分に注意してください。

#### 第60条 (加盟店の店頭での利用手続き)

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、DCMXカード(カード型IDを除く)をご利用の場合は加盟店にDCMXカードを提示して所定の売上票に署名することにより、カード型IDをご利用の場合は加盟店においてカード型IDを讀取機にかざしカード暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてDCMXショッピングサービスを利用することができます。
- 2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略し、又は署名に代えて若しくは署名とともにカード暗証番号の店頭端末機への入力等当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用させていただくことがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、DCMXショッピングサービスの利用ができないことがあります。

- (1) 売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められないとき
- (2) 会員がカード暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたカード暗証番号と一致しないとき
- (3) 第64条に基づき当社が利用承認をしなかったとき

#### 第61条 (郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き)

郵便、ファックス又は電話等によって取引を行うことを当社MasterCard (PayPassサービス含む)提携クレジット会社又はVisa提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、DCMXカードの提示に代えて、カード会員番号、カード有効期限、会員の氏名及び届出住所等を記入した所定の申込み文書を加盟店に郵便で送付若しくはファックスで送信することにより、又は電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、DCMXカードサービスを利用することができます。

#### 第62条 (オンライン取引の際の利用手続き)

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、DCMXカードの提示に代えて、カード会員番号、カード有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、DCMXカードサービスを利用することができます。

#### 第63条 (継続的利用代金の支払手段としての利用手続き)

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他

継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてDCMXカードサービス及びiDサービス (iD/PayPass機能は非対応です)を利用することができます。この場合、会員は、カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はカードの有効期限等が変更されたとき、DCMXサービスの利用が停止されたとき、又はDCMX契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、有効期限等の変更内容及びDCMXカードの利用可否に関する情報を加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただけます。

#### 第64条 (DCMXカードサービスの利用承認)

- 1 DCMXカードサービスの利用に際しては、原則として当社の利用承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接又は提携クレジット会社を経由して、加盟店若しくは会員自身に対し、DCMXの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるDCMXカードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、DCMXカードサービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 第3節 その他

#### 第65条 (債権譲渡の承諾等)

- 1 DCMXサービス利用による取引により加盟店が会員に対して有する債権に関し、会員には、以下に掲げる各事項についてあらかじめ異議なくご承諾いただけます。なお、加盟店、提携クレジット会社及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求をいたしません。
  - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡又は当社が当該加盟店に立替払いすること(この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジット会社を除く)を経由する場合があります)
  - (2) 提携クレジット会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジット会社に債権譲渡又は提携クレジット会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、及び当該提携クレジット会社が当社に債権譲渡又は当社が当該提携クレジット会社に立替払いすること
- 2 会員は、DCMXショッピングサービス利用に係る債権の特定と内容確認のため、ショッピング取引の内容及びそれに関する情報について、加盟店が当社に開示することをご承諾いただけます。

#### 第66条 (加盟店との紛議)

- 1 DCMXショッピングサービスの利用による取引上の紛議は、会員

と加盟店とにおいて解決していただきます。

- 2 DCMXショッピングサービスの利用により加盟店と取引した後に、加盟店との合意によって取引を取り消す場合には、その取引に係るDCMXショッピング利用代金の精算については、当社所定の方法によるものとします。

#### 第67条 (所有権留保)

会員は、DCMXショッピングサービスの利用により購入した商品の所有権が当該商品に係るDCMXショッピング利用代金債務を当社に完済するまで、当社に帰属することをご承諾いただけます。

#### 第68条 (遅延損害金)

- 1 本会員が第39条によりDCMXショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その全額について期限の利益喪失の日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。
  - (1) 分割払い(第79条のボーナス併用分割払いも含みます)、2回払い又はボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残額については、当該残高に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は366日)で日割計算した額
  - (2) 分割払い、2回払い又はボーナス一括払い以外の支払区分に係る利用代金については、年14.5%を乗じ年365日(閏年は366日)で日割計算した額
- 2 前項の場合を除き、本会員がDCMXショッピング利用代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日(閏年は366日)で日割計算した額を支払うものとします。但し、分割払い(第78条のボーナス併用分割払いも含みます)、2回払い又はボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残額に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は366日)で日割計算した額を超えないものとします。

## <第2章 DCMXショッピング利用代金の支払区分>

### 第1節 支払区分

#### 第69条 (DCMXショッピング利用代金の支払区分)

- 1 DCMXショッピング利用代金の支払方法には、次の方法があります(以下、本条に定める支払方法を「支払区分」といいます)。但し、一部の加盟店では、1回払い以外の支払区分の指定をすることができないことがありますので、ご了承ください。
  - (1) DCMXモバイル又はカード型iDによりiDサービスを使用する場合のDCMXショッピング利用代金の支払区分
    - A 1回払い
    - I リポルピング払い
    - ウ 分割払い なお、第79条のボーナス併用分割払い(ボーナス月の支払金額を加算してお支払いいただく

- 方法)も指定いただけます。
- (2) DCMXカード(カード型IDによりIDサービスを使用する場合を除く)の使用によるDCMXショッピング利用代金の支払区分
    - ア 前号アからウ(ボーナス併用分割払いを含みます)までに定める方法
    - イ 2回払い
    - ウ ボーナス一括払い
  - 2 会員は、本規約に別途定める方法により、前項の支払区分を指定してください。
  - 3 会員が、本規約に基づく有効な支払区分の指定を行わなかった場合には、当社は、支払区分を1回払いとする指定があったものとして取り扱います。
  - 4 会員が本条に定める支払区分の指定を行った場合の手数料、支払金額等の取り扱いについては、当社は、本規約に別途定める場合を除き、DCMXモバイルサービス又はDCMXカードサービス利用の際に支払区分の指定があったものとして取り扱います。

## 第2節 DCMXショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス一括払い

### 第70条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)

- 1 会員は、加盟店の店頭において、DCMXショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を1回払い、2回払い又はボーナス一括払いにその場で指定することができます。但し、DCMXモバイルサービス又はカード型IDサービスの利用による2回払い及びボーナス一括払いの指定はできません。
- 2 DCMXショッピングサービスの利用による1回払い、2回払い及びボーナス一括払いの支払期日並びに支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第34条第2項に定める事由により、初回の支払期日(1回払いについては、全額の支払期日)が遅れることがあります。
  - (1) 1回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日
  - (2) 2回払い 利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日
  - (3) ボーナス一括払い 毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日(但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります)

## 第3節 DCMXショッピング利用代金のリボルビング払い

### 第71条(リボルビング払いの指定)

- 1 会員が、DCMXショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
  - (1) 会員が、加盟店の店頭におけるご利用の際、DCMXカードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法(なお、DCMXモバイルサービス又はカード型IDサービスの利用による本号に定めるリボルビング払いの指定はできません)(以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます)
  - (2) 本会員が、DCMXショッピングサービスの利用前に、当社に対し、あらかじめ設定する金額を超えたDCMXショッピング利用代金につき、超えた金額を自動的にリボルビング払いにする旨を申し出て、当社がこれを適当と認めることにより指定する方法(但し、会員が、DCMXカードサービスを利用の際に、2回払い、ボーナス一括払い又は分割払いを指定したときは、当該利用代金については、利用の際に指定した支払区分が優先的に適用されます。また、一部の加盟店においては、本号の指定がなされていた場合でも1回払いの取扱いとなることがあります)(以下本号に定める方法を「自動リボルビング払い」といいます)
  - (3) 各DCMXショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス一括払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに当社が定める方法により支払区分変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該DCMXショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いに変更する方法(但し、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日までに本会員と当社との間のDCMX契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います)(以下本号に定める方法を「事後リボルビング払い」といいます)
- 2 会員が前項第3号の指定をしたときの手数料及び支払金額等については、1回払い及び2回払いからの変更の場合は、DCMXショッピングサービス利用時にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱い、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱います。

### 第72条(手数料)

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、毎月の締切日までのリボルビング払い未決済残高(付利単位100

円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は366日)で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。

- (1) 随時リボルビング払い  
利用日から起算して最初に到来する締切日(利用日が15日の場合はその日)の翌日から手数料計算の対象とします。
- (2) 自動リボルビング払い  
利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。
- (3) 事後リボルビング払い  
変更前の各支払区分の最初に到来する締切日(利用日が15日の場合はその日)の翌日から手数料計算の対象とします。

### 第73条(支払額及び支払期日)

- 1 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、各回の支払額として当社があらかじめ設定し又は会員が当社指定の上限額を超えない範囲において当社指定の方法により指定した金額(但し、5千円又は1万円以上1万円単位とします)(以下併せて「指定支払額」といいます)に、前条に定める手数料を加算した金額を各回ごとのDCMXショッピング利用代金の支払金額(以下「弁済金」といいます)として、第34条の定めに従い翌月の支払期日にお支払いいただきます。
- 2 前項にかかわらず、締切日までのリボルビング払いの未決済残高が指定支払額に満たないときはその未決済残高に、前条に定める手数料を加算した金額を弁済金として、当該締切日に係る翌月の支払期日にお支払いいただくものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額支払額(1万円以上1万円単位)を加算した額を弁済金として支払う方法とすることができます。
- 3 なお、ご利用日によっては、第34条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

### 第74条(繰上返済)

本会員は、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法」、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等」又は「繰上返済の可否及び方法」(以下、併せて「後記」といいます)に定める繰上返済の方法及び条件により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

### 第75条(サービス利用後の取消し)

リボルビング払いの対象となるDCMXショッピングサービス利用後に、第66条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消しの後最初に到来する締切日までの期間は、第72条に定める手数料が発生し、本会員には、これをお支払いいただきます。

## 第4節 DCMXショッピング利用代金の分割払い

### 第76条(分割払いの指定)

- 1 会員がDCMXショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
  - (1) 加盟店の店頭におけるご利用の際、DCMXカードサービス利用の都度分割払いをその場で指定する方法(なお、DCMXモバイルサービス又はカード型IDサービスの利用による本号に定める分割払いの指定はできません)
  - (2) 会員が、各DCMXショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス一括払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに支払区分の変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、DCMXショッピング利用代金の支払区分を分割払いに変更する方法(但し、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに本会員と当社との間のDCMX契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います)
- 2 会員が前項第2号の指定をしたときの手数料及び分割支払金額等については、1回払い及び2回払いから変更をするときは、DCMXショッピングサービス利用の際に分割払いの指定があったものとして取り扱い、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いから変更をするときは、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとして取り扱います。
- 3 会員は、第1項に基づき分割払いの指定をした後、当社が定める日までに、変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、支払回数の変更若しくはボーナス併用分割払いへの変更又はその両方の変更をすることができます。

### 第77条(手数料等)

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別表のとおりとなります。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

### 第78条(支払総額及び支払期日)

分割払いの場合のDCMXショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるDCMXモバイル又はDCMXカードを使用した取引の代金に前項の分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記DCMXショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、第34条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第34条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

### 第79条 (ボーナス併用分割払い)

ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、最初に到来したボーナス支払月からお支払いいただきます。この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのDCMXモバイル又はDCMXカードを使用した取引代金の50%とし、本会員は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割(但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)した金額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。但し、当社が認めた場合には、ボーナス支払月については、夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれかから、ボーナス支払月の加算総額については、1回当りのDCMXモバイル又はDCMXカードを使用した取引代金の50%以内で、それぞれお客様が指定することができます。

### 第80条 (繰上返済)

本会員は、後記に定める繰上返済の可否及び方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりDCMXモバイル又はDCMXカードを使用したDCMXショッピング利用代金の分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社指定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

### 第81条 (サービス利用後の取消し等)

分割払いの対象となるDCMXショッピングサービス利用後に第66条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消し日の後最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第77条に定める手数料が発生し、本会員にはこれをお支払いいただきます。

## 〈第3章 その他〉

### 第82条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員が日本国内の加盟店と見本又はカタログ等により商品の購入又はサービス提供(以下総称して「商品等」といいます)の取引を行った場合において、引き渡された商品等が見本又はカタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

### 第83条 (支払停止の抗弁)

- 1 本会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス一括払いにより購入した商品等(商品、権利、役務を含み、権利については割賦販売法の指定権利に限ります)について次に掲げる事由があるときは、割賦販売法の規定に基づきかつ当該規定の範囲内で、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。

きます。

- (1) 商品等の引渡し又はサービスの提供がなされないこと
  - (2) 商品等に瑕疵(欠陥)があること
  - (3) その他商品等の販売又は提供について、会員と加盟店との間で法的な根拠のある紛議が生じていること
- 2 当社は、本会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに指定の手続きを採ります。
  - 3 本会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めてください。
  - 4 本会員は、本条第2項の申し出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面及び資料がある場合はその資料を当社に提出するよう努めてください。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力してください。
  - 5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払いを停止することができません。この場合、DCMXサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。
    - (1) 売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき
    - (2) リボルビング払いの場合であって、1回のDCMXショッピングサービス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
    - (3) 分割払い、2回払い又はボーナス一括払いの場合であって、1回のDCMXショッピングサービス利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
    - (4) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
  - 6 本会員は、当社がDCMXショッピング利用代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のDCMXショッピング利用代金の支払いをご継続ください。

## 第3部 DCMXキャッシングサービス

### 〈第1章 DCMXキャッシングサービスの利用方法〉

### 第84条 (利用方法の種類)

DCMXキャッシングサービスの利用方法には、次の方法があります。

- (1) 「キャッシングリボ」 DCMXキャッシング利用代金を毎月定額のリボルビング払いにより返済することを前提として現金を借り受ける方法
- (2) 「海外キャッシングサービス」一括して返済することを前提としてDCMXカードを使用して日本国外において現金を借り受ける方法

### 第85条 (支払方法の指定)

日本国外におけるDCMXキャッシングサービスのご利用は、海外

キャッシュサービスによるものとします。但し、会員が海外キャッシュサービスを利用した後、後記に定める方法により、当社が定める日までに、当社が定める方法により、キャッシングリボへの変更を申し出た場合で、当社がこれを適当と認めたときは、キャッシングリボに変更することができます。この場合、当社は、利息の計算につき、変更の申込みを当社が確認した日までの海外キャッシュサービスの利用、変更の申込みを当社が確認した日の翌日以降をキャッシングリボの利用と指定されたものとして取り扱います。

## 〈第2章 キャッシングリボ〉

### 第86条 (キャッシングリボの利用方法・取引目的)

会員は、キャッシングリボとして、後記に定める方法により、日本国内において、第11条第2項第5号のキャッシングリボの利用枠(以下「キャッシングリボ利用枠」といいます)の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。

### 第87条 (キャッシングリボの利率及び利息の計算)

- 1 キャッシングリボの利率は、当社所定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。
- 2 本会員がDCMXサービスに係るサービスを変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。
- 3 本会員は、キャッシングリボの借入金について、DCMXキャッシングサービスの利用日の翌日から当社所定の締切日までの日々の残高に対し、前2項の利率により算出された利息(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)を支払うものとします。

### 第88条 (キャッシングリボの借入金の支払い)

- 1 キャッシングリボの借入金の返済方法は、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて当社が設定又は変更することができるものとします。但し、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、又はボーナス月元金増額返済によることができます。
- 2 本会員は、キャッシングリボの借入金の返済として、当社が指定した返済元金、前条第3項の利息及び第90条のATM手数料との合計金額を第34条の定めに従い、前条第3項に規定される締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

### 第89条 (キャッシングリボに関する特約)

会員が本規約に基づくキャッシングリボの借入金残高がある状態で、新たにキャッシングリボの借入れをしたときは、当社は、従前の借入金残高と新たな借入額の合計額に相当する金額の借入れをしたものとして取り扱います。

### 第90条 (ATM機利用時の手数料)

- 1 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM機等を利用してキャッシングリボで、現金を借り受け、又は臨時に返済する場合、法令の範囲内で当社が定めるATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボの借入金等と同時に支払いただきます。
- 2 ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は108円(税込)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は216円(税込)とします。

## 〈第3章 海外キャッシュサービス〉

### 第91条 (海外キャッシュサービスの利用方法・取引目的)

- 1 会員は、海外キャッシュサービスとして、後記に定める方法により、DCMXカードを使用して日本国外において、第11条第2項第6号の海外キャッシュサービスの利用枠(以下「海外キャッシュサービス利用枠」といいます)の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。
- 2 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第35条の定めにより換算された円貨とします。

### 第92条 (海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算)

- 1 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。
- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金について、借入日の翌日から支払期日までの期間に対して前項の利率により算出される利息(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)を支払うものとします。

### 第93条 (海外キャッシュサービスの借入金の支払い)

- 1 海外キャッシュサービスの借入金の返済方法は、元利を一括した1回払いとなります。
- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金の返済として、毎月の締切日までの借入金、前条第2項の利息及び第94条のATM手数料との合計金額を、第34条の定めに従い、当該締切日に係る支払期日に支払うものとします。

### 第94条 (海外キャッシュサービスのATM機利用時の手数料)

会員は、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して現金を借り受け、又は当該借入金を当社の提携金融機関が日本国内に設置しているATM機等もしくは、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して臨時に返済する場合、第90条の定めに従うものとします。

〈第4章 DCMXキャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

**第95条 (繰上返済)**

本会員は、後記に定める繰上返済の方法及び条件により、DCMXキャッシング利用代金の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

**第96条 (遅延損害金)**

本会員がDCMXキャッシング利用代金の支払いを遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、それぞれ年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

**第97条 (キャッシング利用時及び支払い時の書面の交付)**

- 1 本会員は、貸金業法第17条第1項及び同法第18条第1項に規定される書面(以下総称して「17条書面等」といいます)に代わって、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される要件を満たす利用代金明細書が交付されることを承諾するものとします。
- 2 前項の承諾をした本会員は、いつでも前項に定める書面の交付に関する承諾を撤回することができるものとします。なお、その場合に交付される17条書面等は、当社が別途指定する日より交付を開始(もしくは再開)するものとします。
- 3 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は本条第1項に基づき当社が交付する書面に記載する返済期間、返済期日、返済回数又は返済金額は、当該書面に記載されたDCMXキャッシングサービスの利用の後に行われる追加利用又は繰上返済等により変動することがあります。

※ 貸金業法施行日以前に本契約を締結した本会員は、当社から上記第97条第1項の記載事項に関する通知の送付を初めて受領した後1か月以内に、当社に対して異議を申し立てることができるものとし、異議を申し立てない場合には、上記第97条第1項の承諾をしたものとみなします。

**【DCMXキャッシングサービス】**

**1. キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法**

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	-	○	-	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	-	×	-
あとから申込みを行い、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	-	○	-

※キャッシングリボ・海外キャッシュサービスは、DCMXカードのみ対応しています。DCMXモバイル及びカード型IDではご利用できません。

## 2. キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元金定額返済 (ボーナス月元金増額返済あり)	最長4年3か月・51回 (ご利用枠50万円の場合)  ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります	一般会員…実質年率18.0%  DCMX GOLD会員…実質年率15.0%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日 (但し暦による)・1回	実質年率18.0%

※担保・保証人…不要

※元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:108円、取扱金額1万円超:216円(消費税等を含みます))・決済口座の残高不足等による再振替等を行う際にかかる費用(別途当社の定める金額)。

※本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

※貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

※毎月の返済額は、締切日時点でのご利用残高により変更となる場合があります。

締切日時点のご利用残高が50万円超かつ毎月返済金額が1万円の場合は2万円へ変更。

なお、ご利用残高によって、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。

## 【DCMXショッピングサービス】

### 1. 分割払いの返済方法・回数、手数料率等

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(か月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金100円当りの分割払手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

### 2. 分割払いのお支払い例

利用代金50,000円、10回払いの場合

- (1) 分割払手数料  
…50,000円×(6.70円/100円)=3,350円
- (2) 支払総額  
…50,000円+3,350円=53,350円
- (3) 分割支払額  
…53,350円÷10回=5,335円

### 3. リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等

- ・弁済時期  
毎月15日に締め切り、翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、一定の元金に手数料を加えてお支払いいただきます。
- ・手数料率  
実質年率15.0%
- ・弁済金算定方法  
会員があらかじめ指定した毎月の指定支払額(元金)に、締切日のリボルビング払い利用残高に15.0%をかけて、年365日(閏年は366日)で日割り計算した手数料を加えた金額とします。

### 4. 随時リボルビング払い(店頭リボ払い)及び事後リボルビング払い(あとからリボ)のお支払い例

(指定支払額1万円、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 指定支払額…10,000円
- (2) 手数料…ありません
- (3) 弁済金…10,000円(1)

- (4) お支払い後残高  
 $\dots 50,000\text{円} - 10,000\text{円} = 40,000\text{円}$

- ◆第2回 (11月10日)お支払い (ご利用残高40,000円)  
 (1) 手数料 (9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)  
 $\dots 50,000\text{円} \times 15.0\% \times 25\text{日} \div 365\text{日} + 40,000\text{円} \times 15.0\% \times 5\text{日} \div 365\text{日} = 595\text{円}$   
 (2) 指定支払額… 10,000円  
 (3) 弁済金… 10,595円  
 $((1) 595\text{円} + (2) 10,000\text{円})$   
 (4) お支払い後残高… 30,000円  
 $(40,000\text{円} - 10,000\text{円})$

#### 5. 自動リボルビング払い (こえたらリボ) のお支払い例 8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

- ◆初回 (10月10日)お支払い (ご利用残高50,000円)  
 (1) 指定支払額… 10,000円  
 (2) 手数料…ありません  
 (3) 弁済金… 10,000円 (1)  
 (4) お支払い後残高  
 $\dots 50,000\text{円} - 10,000\text{円} = 40,000\text{円}$
- ◆第2回 (11月10日)お支払い (ご利用残高40,000円)  
 (1) 手数料 (10月11日～10月15日までの分。9月16日から10月10日までの分は手数料がかかりません)  
 $\dots 40,000\text{円} \times 15.0\% \times 5\text{日} \div 365\text{日} = 82\text{円}$   
 (2) 指定支払額… 10,000円  
 (3) 弁済金… 10,082円  
 $((1) 82\text{円} + (2) 10,000\text{円})$   
 (4) お支払い後残高… 30,000円  
 $(40,000\text{円} - 10,000\text{円})$

### 【DCMXキャッシングサービス及びショッピングサービス】

#### 1. 繰上返済の可否及び方法

	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	-
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

- ※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。
- ※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。
- ※3 海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、海外キャッシングサービスの元本・利息等を合わせた合計額のみ返済が可能です。
- ※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用のDCMXカード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関のATMで繰上返済を行わせることができます。家族会員用DCMXカード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関のATMで繰上返済の手続きの全部又は一部 (手続きが途中で中止された場合を含みます)

が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員のDCMXカード及び家族会員用のDCMXカードならびにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

## 2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

- 商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 本規約についてのお問合せ、ご相談及び第83条第4項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

<DCMXセンター>

電話番号0120-088-360

(支払停止の抗弁に関する書面の送付先)

〒542-8711

日本郵便大阪南支店私書箱第57号

DCMXセンター お支払相談デスク 宛

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-9-15

電話番号 03-5739-3861

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員の名義人）は、以下の事項に同意します。

- 貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団
  - 暴力団員
  - 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - 前各号の共生者
  - その他前各号に準ずる者
- 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 上記①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又はそのおそれがあると貴社が判断する場合には、貴社が調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求め、これを承諾し、これに応じるものとします。

④私が次の各号のいずれかに該当する場合には、DCMXサービスの利用が停止され、又はDCMX契約の解約により会員資格を喪失しても異議を申しません。また、その場合、当然に本規約に基づく債務にかかる期限の利益を失うことを承諾し、貴社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

1. 上記①の各号のいずれかに該当する場合 2. 上記②の各号のいずれかに該当する行為をした場合 3. 上記③の調査等に応じない場合 4. 上記①に基づく表明・確約又は上記③の調査等に関して虚偽の申告をした場合

⑤上記④に定めるDCMXサービスの利用停止、DCMX契約の解約及び本規約に基づく債務にかかる期限の利益の喪失により損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

## Web明細サービス 利用特約

### 第1条（本特約の趣旨）

本特約は、本会員が、DCMX 利用規約（会員規約）（以下、「会員規約」といいます）第34条第4項に規定する利用代金明細情報（以下「特定利用代金明細情報」といいます）の書面による通知に代えて電磁的方法により提供を受けられる「Web明細サービス」（以下、「本サービス」といいます）を利用するための特約を定めたものです。なお、本特約で特に定義されていない用語については、本会員が承認済みの会員規約の語句の定義にしたがうものとします。

### 第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する本会員は、本利用特約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービスの利用を希望する本会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

### 第3条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類及び内容）

本サービスを利用する上で必要となるサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、当社がサービス利用環境を変更した場合、本会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

### 第4条（特定利用代金明細情報の確認方法）

- 本会員は、当社が指定するウェブサイトアクセスし、特定利用代金明細情報をダウンロードの上閲覧するものとします。なお、本会員は必要に応じてダウンロードした特定利用代金明細情報を保存、印刷してください。
- 当社は、本会員が希望した場合に、特定利用代金明細情報を閲覧可能な状態にした旨の電子メール（[docomo.ne.jp]ドメイ

のメールアドレスに限り)を送信することとします。

#### 第5条 (電子メールアドレス)

異名義利用者である本会員が、当社から当該会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、又は必要に応じて変更の手続きを行うものとします。

#### 第6条 (本サービスの利用の解約)

- 1 本会員が本サービスの利用の解約を希望するときは、当社が別途指定する方法により届け出るものとします。
- 2 本会員が、当社が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、本会員は速やかに本特約を解約するものとします。
- 3 当社が、本会員に対して本サービスの利用を認めることが不適当であると判断したときは、当社は、当該会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本特約を解約することができるものとします。
- 4 本会員がDCMX契約を解約した場合は、本特約も、同時に解約したものとみなします。

#### 第7条 (特約の変更)

当社は、法令で認められた範囲内で、当社が適当と判断する方法で、本特約を変更できるものとします。

#### 第8条 (会員規約の適用)

本特約は、会員規約の一部であり、本会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

### 個人情報の取り扱いに関する同意事項

株式会社NTTドコモ (以下、「当社」といいます。)は、本会員(本会員になろうとするお客様を含みます。以下同じ。)及び家族会員(家族会員になろうとするお客様を含みます。以下同じ。)(以下総称して「お客様」といいます。)の個人情報を本同意事項に記載のとおり取り扱いますので、ご確認の上お申込みください。

#### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

- (1) 当社は、包括信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与に関するサービス及び金銭の貸付け等に関するサービス並びにこれらのサービスに関連するサービス (以下、これらのサービスをまとめて「クレジット関連サービス」といいます。)の提供等にあたり、次の利用目的の達成に必要な範囲内で下記(2)に記載の個人情報を取り扱います。

個人情報の利用目的	利用する個人情報
①クレジット関連サービスの提供にあたっての与信判断及び与信後の管理その他関連する業務のため	下記(2)①～⑩に記載の個人情報
②クレジット関連サービスに係るお申込み時及びサービスご利用時等における本人確認等又は家族確認のため	下記(2)①、②、④、⑤、⑦～⑨に記載の個人情報
③クレジット関連サービスの提供、サービスに関する各種ご案内(業務提携先、DCMXサービスの利用できる加盟店のサービス等に関するご案内を含みます。)、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施のため	下記(2)①、②、④、⑦～⑩に記載の個人情報
④販売状況・ご利用状況等の調査・分析、各種施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新商品又は新サービスに関する企画開発・分析の実施のため	下記(2)①、②、④、⑦～⑩に記載の個人情報
⑤ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため	下記(2)①、②、④、⑤、⑦～⑩に記載の個人情報
⑥不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため	下記(2)①～⑩に記載の個人情報
⑦当社がクレジット関連サービスに基づきお客様に対して取得する債権及び権利の処分及び担保差入れその他の取引のため	下記(2)①～⑨に記載の個人情報
⑧システム障害・事故等発生時の調査・対応のため	下記(2)①～④、⑥～⑨に記載の個人情報

- (2) 当社は、次の個人情報を上記(1)に記載の目的で利用します。

- ①氏名・住所・生年月日等の情報  
氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・居住状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報
- ②お申込み状況、ご利用状況等に関する情報  
・クレジット関連サービスに係る申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報  
・クレジット関連サービスに係る利用日・利用店名・利用金額・支払回数等のご利用状況及び契約内容に関する情報
- ③信用情報  
お客様から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況(電気通信サービスのご利用料金等に係るお支払状況を含みます)

す。)、クレジット関連サービスに係るお支払状況及び返済状況等のお客様の返済能力に関する信用情報

- ④サービスの提供等に付随して取得した情報  
ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等クレジット関連サービスの提供等に付随して取得した情報
- ⑤公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報  
本人確認に関する法令に基づく本人確認書類（運転免許証、パスポート等）に記載された情報及び本人確認等手続きに関する情報

- ⑥公開情報  
官報や電話帳等により一般に公開されている情報
- ⑦電気通信サービスのご利用料金等に関する情報  
ご請求金額・お支払方法等の電気通信サービスのご利用料金等に関する情報

- ⑧電気通信サービスの内容に関する情報  
電気通信サービスに関する情報、付加サービスに関する情報、会員制サービスに関する情報、その他通信機器本体の機能を利用して提供される各種サービスに関する情報

- ⑨ご利用の通信機器本体等に関する情報  
通信機器の機種名、製造番号等のご利用の通信機器本体に関する情報

- ⑩評価情報  
お客様のクレジット関連サービスに係るご利用状況その他当社がサービス提供等に伴い取得する情報を基礎に、当社が独自の基準で分析した情報

- (3) 当社が他の事業者から委託された業務を実施するにあたって取り扱う個人情報については、当該業務の実施に必要な範囲内で取り扱います。

- (4) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、上記利用目的以外の目的のために個人情報を取り扱うことがあります。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

## 2. 個人情報情報機関への登録・利用

- (1) 本会員は、本会員に関する下記<登録される情報とその期間>の「登録情報」欄記載の個人情報（その履歴を含みます。）を、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者であって、下記<加盟個人情報機関の名称・所在地・電話番号>に表示される業者をいい、以下、「加盟個人情報機関」といいます。）及び加盟個人情報機関と提携する下記<提携先個人情報機関の名称・所在地・電話番号>に表示される個人情報情報機関（以下、「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本会員及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

- (2) 本会員は、加盟個人情報機関により定められた情報（下記<登録される情報とその期間>の「登録情報」欄記載の情報、その履歴を含む）を、下記<登録される情報とその期間>の「登録の期間」欄記載の期間登録されること、並びに登録された情報が加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により本会員の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。

- (3) 加盟個人情報機関及び提携個人情報機関並びにそれらの加盟会員は、上記2（2）により加盟個人情報機関が登録した情報を、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟個人情報機関による加盟会員の規則順守状況のモニタリング等個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内で相互に提供し又は利用します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・運転免許証等の記号番号等本人情報	左欄②～⑦の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日より6か月を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実※	クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
④債務の支払を延滞した事実	株式会社シー・アイ・シーへの登録・クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間 株式会社日本信用情報機構への登録・クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後1年を超えない期間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録・譲渡日から1年を超えない期間
⑥苦情調査中である旨	当該調査中の期間
⑦本人確認資料紛失・カード盗難・与信自粛申出等のお客様ご本人からの申告情報	お客様ご本人から申告があった日より5年を超えない期間

※「本契約に係る客観的な取引事実」とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、債務のうち会員が1年間に支払うことが見込まれる額、利用残高、割賦残高、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払状況(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含みます)等の事実をいいます。

※加盟信用情報機関ならびに提携信用情報機関が、割賦販売法第35条の3の36に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報加盟会員に提供します。(但し、ショッピング利用代金のリボルビング払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払いのサービスに限ります)

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー  
(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7  
新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

※携帯電話・PHS・IP電話からはご利用になれません。

○名称：株式会社日本信用情報機構  
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
電話番号：0120-441-481

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途通知し、本会員の同意を得るものとします。

<提携先信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター  
所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
電話番号：03-3214-5020

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

### 3. その他の個人情報の第三者提供等

(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、個人情報を第三者に提供することがあります。

①本人から同意を得た場合。

②法令に基づく場合。

③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

⑤国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 当社は、クレジット関連サービスにおける与信判断及び与信後の管理その他関連する業務の一部を当社の業務委託先に委託しており、利用目的の達成に必要な範囲内で、上記1(2)①～⑤に記載の個人情報を当該業務委託先に提供いたします。

- (3) お客様が当社の提供するクレジット関連サービス又は他のクレジット関連サービス提供会社が提供するクレジット関連サービス(当社のクレジット関連サービスで利用する携帯電話のICカードを用いたクレジット関連サービスに限ります。)を利用する際に、以下の第三者が携帯電話のICカードを通じて以下の情報を取得することがあります。

①取得する第三者

お客様がクレジット関連サービスの提供を受けるiDの標章を掲示している加盟店(以下、「iD加盟店」といいます。)

なお、iD加盟店に関する情報については、当社のホームページに掲載しております。

②提供される情報の内容

お客様のカード番号及び生年月に関する情報

③第三者における利用目的

クレジット関連サービスの利用状況の把握及び分析のため

- (4) お客様がクレジット関連サービスの利用のために届け出た携帯電話番号に係る電気通信サービスの契約名義人がお客様と異なる場合、当社は、当該契約名義人に対して、当該契約名義人が、クレジット関連サービスに係る契約内容を確認していただくため、又はクレジット関連サービスのうち、ポイントサービス、各種優待サービスその他の付帯サービス、お客様向け各種施策(以下、総称して「付帯サービス等」といいます。)において特典を付与するために、お客様の氏名・住所・クレジット関連サービスのお申込み状況、ならびにご利用状況等の情報を提供することがあります。

- (5) 当社は、クレジット関連サービスのうち、保険会社により提供される保険に係るサービス及び当社が提供する各種補償に係るサービス(以下、総称して「保険等サービス」といいます。)の提供等のために、以下の第三者からの要請に応じて以下の情報を提供することがあります。

①提供する第三者

当社のホームページに掲載する保険会社

②提供される情報の内容

1(2)①、②及び④に記載の個人情報

③第三者における利用目的

お客様のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認のため

- (6) 当社は、付帯サービス等の提供等のために、以下の第三者からの要請に応じて以下の情報を提供することがあります。

①提供する第三者

付帯サービス等に係る当社の提携先(提携先と提携関係のある者を含みます。)

②提供される情報の内容

1(2)①、②及び④に記載の個人情報

③第三者における利用目的

付帯サービスの対象となるお客様のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認のため

- (7) 当社は、本会員が家族会員によるクレジット関連サービスのご利用状況を把握・確認するために、当該家族会員に関する1(2)①、②及び④に記載の個人情報を本会員に提供することがあります。

- (8) ETCカードを利用されるお客様について、下記<ETCシステム提供事業者>がETCカードの利用に係る料金を本会員に直接請求する必要がある場合、当社は、お客様の1(2)①に記載の個人情報のうち氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に関する情報を下記<ETCシステム提供事業者>に提供します。

<ETCシステム提供事業者>

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社、都道府県市町村である道路管理者のうち、当社の指定する者

#### 4. 個人情報の開示・訂正等

- (1) 当社は、個人情報の本人から、自己に関する個人情報の開示の求めがあった場合には遅滞なく対応いたします。
- (2) 万が一当社が登録している個人情報の内容に誤りがあった場合には、当社は、遅滞なく訂正又は削除に応じます。なお、開示・訂正等の手続き方法及び受付窓口等については当社のホームページに掲載しております。
- (3) 個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

#### 5. 会員契約が不成立の場合

会員契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、上記1(1)及び2に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 6. 本同意事項等に不同意の場合

- (1) 当社は、お客様が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本同意事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。
- (2) 但し、ダイレクトメール等による宣伝物の送付等に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることはありません。

#### 7. 利用中止の申出

お客様がダイレクトメール等による宣伝物の送付等を希望されない場合、当社に対しその中止を申出することができます。但し、クレジット関連サービスに関するご利用代金明細書等に同封されるカード番号の更新に係るメール等業務運営上必要なご案内等の送付を除きます。中止のお申出は、下記連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

	連絡先	受付時間
DCMX会員	DCMXセンター 0120-300-360(無料)	午前10時～午後8時
DCMX GOLD会員	DCMXゴールドデスク 0120-700-360(無料)	※但し、午後6時～午後8時 については、一部受付で きない業務があります。

## 8. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口

当社の個人情報の取り扱いにつきまして、ご意見・ご要望がございましたら、当社の相談窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、相談窓口は当社のホームページに掲載しております。

## 9. 本同意事項の変更

本同意事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

## DCMXご利用上の注意

- 「DCMX利用規約(会員規約)」及び「DCMXご利用ガイドブック」をよく読んでください。
- お申込み者のうち当社の審査を通った方(以下「本会員」といいます。)、に、アクセスコードをお知らせし、また「DCMXカード」も同時に発行します。本会員のサービス区分(DCMX又はDCMX GOLD)、年会費、利用枠、支払期日等は、DCMXカードの送付時に併せてお知らせします。
- DCMXサービスのご利用代金の請求・お支払いは、当社の携帯電話料金とは別になります。ご利用代金の内訳等のご利用代金明細書は別途お申込みのない限り郵送されません(リボ払いやキャッシングのご利用に関する情報が含まれる月のご利用料金明細書は除きます)。DCMXの会員専用ホームページでご確認ください。(会員専用ホームページの利用には、別途利用登録が必要です。)なお、本会員の方から別途お申込みいただくことにより、ご利用料金明細書をご指定の場所へ郵送することも可能です(発行手数料がかかります)。
- 会員(本会員及びその家族会員の総称をいいます。以下同じ。)のご本人確認のために使用する各種の暗証番号及びアクセスコード(以下これらをあわせて「暗証番号等」といいます。)は、絶対に他人(家族会員用の暗証番号等については本会員を除きます。)に知

られないよう十分注意して管理してください。各種手続きにおいて会員の暗証番号等が入力されたときは、当社は当該手続きが当該会員によりなされたものとして取扱います。各種の暗証番号は、生年月日、電話番号など他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に変更することをおすすめします(詳しい変更方法は、DCMXご利用ガイドブック、当社ホームページ等をご覧ください。)。また、会員番号及びその有効期限も他人(家族会員用の暗証番号等については本会員を除きます。)に知られないよう十分注意して管理してください。

- 「DCMXモバイル」(会員の会員番号等のカード情報の登録が完了している携帯電話端末等)又は「DCMXカード」の盗難・紛失の際は、速やかに当社及び最寄警察署にお届けください(お届けがない場合には、不正利用による本会員の損害補てんの対象外となります)。また、ご利用の携帯電話端末等に搭載された機能に応じて、ICチップの遠隔停止機能等の必要な措置を講じてください(詳しい内容は、DCMXご利用ガイドブック、当社ホームページ等をご覧ください。)
- 「DCMXモバイル」は、第三者に使用されないよう十分注意して管理してください。また、不正利用防止のため「DCMXモバイル」又は「ドコモUIMカード(Type A/B方式)」搭載された機能に応じて、あらかじめiDアプリのパスワード機能やICカードロック機能を利用するなどの措置をとってください。
- 「DCMXモバイル」及び「ドコモUIMカード(Type A/B方式)」は、以下の(1)～(5)の場合であっても、そのICチップに会員の会員番号等のカード情報が記録されているままだとDCMXサービスの利用に使用できてしまう状態にあります。第三者に不正利用されるおそれがあり、この場合のDCMX利用代金も本会員の負担となってしまいますので、下記(1)～(5)の場合は、会員は、「DCMXモバイル」及び「ドコモUIMカード(Type A/B方式)」のICチップに登録された会員のカード情報を必ず削除してください。
  - 携帯電話等を機種変更(契約変更その他DCMXモバイルサービスに使用する携帯電話番号を別の携帯電話端末等で利用する場合を含み、以下同じとします)する場合。但し、別に定める「お預入れ機能」を利用して機種変更後の新携帯電話端末等への会員情報の移行を行うときを除きます。
  - 携帯電話が名義変更・利用停止・契約解除・iモード廃止・spモード廃止となる場合
  - 会員と携帯電話回線の契約名義人が同一でない場合であって、携帯電話回線の契約名義人が届出携帯電話番号の登録抹消を当社に申し出るとき
  - DCMXサービスを利用停止又はDCMX契約を終了した場合
  - 届出携帯電話番号の抹消を当社に申し出た場合
- 第三者が会員の暗証番号等、又は「DCMXモバイル」又は「ドコモUIMカード(Type A/B方式)」を使用してDCMXサービスを利用

した場合でも、会員の責めに帰すことができない事由による場合を除いては、当該DCMXサービスの利用は当該会員自身のご利用として取り扱われ、本会員はDCMX利用代金の支払いを免れることができませんので、ご注意ください。

- 9 iD専用カードを貸与されている会員が、iD一体型カードへの変更の申込を行った場合、当社がこれを受付けた段階で、iD専用カードの使用ができなくなります。
- 10 iD一体型カードを貸与されている会員がiD専用カードへの変更を希望する場合は、カード型iD以外のDCMXカードへの変更手続きを行い、これが発行された後、別途iD専用カードへの申込を行ってください。
- 11 カード型iDの貸与を受けている会員が、カード型iD以外のDCMXカードへの変更を希望した場合、当社がこれを受付けた段階で、カード型iDのiDサービスは使用できなくなります。
- 12 当社は、DCMXサービスの提供にあたり必要な事項に係るご案内のために、届出携帯電話端末又は会員が別途当社に届け出るメールの送信先（「docomo.ne.jp」ドメインのメールアドレスに限り）に対して、メールをお送りすることがあります。また、本会員のDCMXサービスに係る契約が終了した後においても、同様にご案内メールをお送りすることがあります。
- 13 DCMX利用規約（会員規約）、DCMXサービスの内容、個人情報の取り扱い、支払停止の抗弁に係る書面等に関するお問い合わせにつきましては、当社ホームページに掲載の連絡先にお問い合わせください。

## DCMX利用ポイント規定

### 第1条（DCMX 利用ポイント規定）

- 1 DCMX利用ポイント規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）が提供する「DCMX」「DCMX GOLD」（以下「本サービス」といいます）の契約者（DCMX利用規約に定める本会員のみをいい、以下「お客様」といいます。）に対し、DCMX利用規約に基づき当社が提供する特典制度のうち、第2条以下に定めるプログラム（以下「本プログラム」といいます）の内容及び提供条件等の基本的事項を定めるものです。
- 2 お客様は、本規定を承認したうえで本プログラムをご利用いただくものとします。

### 第2条（本プログラム）

- 1 本プログラムは、お客様が本サービスにより信用販売を受ける商品・サービス等の購入金額（以下「クレジット利用代金」といいます）に応じて当社から付与されるポイント（以下「DCMX利用ポイント」といいます）によって、当社所定の特典を受けることができる制度です。なお、DCMX利用ポイントは、当社が別途提供

するプログラム「ドコモプレミアクラブ」または「ドコモビジネスプレミアクラブ」（以下総称して「プレミアクラブ」といいます）により付与されるドコモポイント（以下「プレミアクラブポイント」といいます）および「ドコモポイント規約（ドコモ回線をお持ちでない方向け）」に基づき付与されるドコモポイント（以下「非回線契約者向けドコモポイント」といいます）とは、利用方法・有効期限等が異なりますので予めご注意ください。

- 2 DCMX利用ポイントの有効期限は、付与時から2年間とし、当該有効期限が経過した場合は失効するものとします。但し、お客様が第7条または8条に定めるポイント移行手続きを行い、DCMX利用ポイントを、プレミアクラブポイントまたは非回線契約者向けドコモポイントへ移行（以下、総称して「ポイント移行」といいます）した場合は、それぞれプレミアクラブポイントまたは非回線契約者向けドコモポイントに関する有効期間の定めが適用されます。
- 3 お客様が本サービスのご利用代金の支払を遅滞している場合には、本プログラムをご利用いただくことはできません。

### 第3条（DCMX 利用ポイントの提供方法）

- 1 当社は、当社所定の計算期間毎にご利用いただいたクレジット利用代金に当社所定のポイント付与率を乗じて計算（小数点以下の端数が生じた場合は切捨てとなります。）して得られたDCMX利用ポイントをお客様に付与します。当社が付与するDCMX利用ポイント数は、DCMXご利用代金明細書に表示いたします。
- 2 クレジット利用代金には、キャッシングサービス利用分や利息、各種ローン、リボ払い・分割払い手数料、年会費、その他当社が指定する代金は含まれないものとします。

### 第4条（DCMX 利用ポイントの取消）

- 1 お客様が商品・サービス等の購入の取消等を行い、クレジット利用代金の全部又は一部が取消された場合、当社は、当該取消額に応じてお客様に付与していたDCMX利用ポイントを当社所定の方法により取り消すことができるものとします。
- 2 当社とお客様との間のDCMX契約が終了した場合、当社はお客様に対して付与していたDCMX利用ポイントを当社所定の方法により取り消すことができ、この場合、お客様は本プログラムを利用することができなくなります。

### 第5条（DCMX 利用ポイントの利用方法）

- 1 お客様は、本プログラムにより、DCMX利用ポイントを以下のとおり利用することができます。ただし、お客様がポイント移行のお申込みをされた場合、当社が移行手続きを開始してからポイント移行手続きが完了するまでの間（以下「ポイント移行手続期間」といい、具体的な期間は当社が別途定めます）は移行対象のDCMX利用ポイントはご利用になれません。利用方法の詳細は、DCMXホームページ（<http://dcmx.jp>）に掲載する等により、別途お客様に周知いたします。

（1） 第6条に基づき、当社又はDCMX利用ポイントを利用し

て商品・サービスの提供を受けられることについて当社と提携をしている会社(以下「協賛店」といいます)から、商品・サービスの提供を受けること(以下「ポイント利用」といいます)。

- (2) 第7条に基づき、DCMX利用ポイントをプレミアクラブポイントへ移行すること。
  - (3) 第8条に基づき、DCMX利用ポイントを非回線契約者向けドコモポイントへ移行すること。
- 2 お客様は、本規定で別に定める場合を除き、DCMX利用ポイントを100ポイント単位で前項の方法にしたがって利用することができます。
  - 3 当社は、お客様が第7条に従いDCMX利用ポイントをプレミアクラブポイントへ移行した場合、当該ポイントは、プレミアクラブポイントとして、それぞれ「ドコモプレミアクラブ会員規約」または「ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約」の規定に従って取り扱います。
  - 4 当社は、お客様が第8条に従いDCMX利用ポイントを非回線契約者向けドコモポイントへ移行した場合、当該ポイントは、非回線契約者向けドコモポイントとして、「ドコモポイント規約(ドコモ回線をお持ちでない方向け)」の規定に従って取り扱います。
  - 5 お客様は、DCMX利用ポイントを換金することはできません。

#### 第6条(ポイント利用)

- 1 お客様は、当社所定の申込み手続きを行うことで、保有するDCMX利用ポイント数に応じ、DCMX利用ポイントを利用して当社又は協賛店から本プログラム対応の商品・サービスの提供を受けることができます。
- 2 お客様は、一旦行ったポイント利用にかかる申込みを取り消すことはできないものとします。但し、当社は、当該申込みがお客様以外の第三者からの虚偽の申込みであったことを確認した場合には、利用されたDCMX利用ポイントをお客様に返還します。
- 3 お客様は、当社の都合によりお客様が希望する商品・サービス(以下希望商品等)といえます)の提供を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。当社は、希望商品等を提供できない場合は、お客様に対して別の希望商品等の指定を求めますが、お客様が希望する商品・サービスがないときは、当該希望商品等提供の申込みを利用したDCMX利用ポイントをお客様に返還します。
- 4 当社が希望商品等をお客様に送付するときは、ポイント利用の申込みを当社が確認した時点でお客様が当社に届け出ているお客様のご契約住所宛に書留等により送付します。なお、当社は、お客様のご都合により希望商品等を送付できなかった場合、電話又は書面等により、不達の旨をお客様に連絡することがあります。
- 5 郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類を当社が受領することをもって、お客様本人に希望商品等が提供されたものとします。なお、当社による前項の連絡にも拘わらず、当社

が送付した希望商品等についてお客様による受取りがなされない場合、希望商品等の性質によっては、廃棄等をしなればならず、この場合ポイント利用の申込みに利用したDCMX利用ポイントも返還しないことがありますので、予めご了承ください。

- 6 お客様がポイント利用を申込んだ時点から希望商品等の送付まで1か月程度の期間を要することがあります。
- 7 お客様は、ポイント利用により、協賛店の商品・サービスの提供を受ける場合は、本規定のほか、協賛店の定める規定等に従うものとします。
- 8 ポイント利用により協賛店から提供された商品・サービスの瑕疵又は当該商品・サービスの提供に際して生じた事故に関するクレーム、問い合わせ、紛争等は、お客様と当該協賛店との間で解決するものとします。
- 9 ポイント利用対象の商品・サービスの内容は、当社又は協賛店の都合により、お客様への通知なしに、追加、削除、変更又は一時停止することがあります。この場合であっても、当社及び協賛店は一切の責任を負いません。

#### 第7条(プレミアクラブポイントへの移行)

- 1 お客様は、以下のいずれかの移行手続きを行うことにより、DCMX利用ポイントをお客様が指定する任意のプレミアクラブ入会中の携帯電話等回線(以下「指定契約回線」といいます)のプレミアクラブポイントへ移行することができます。
  - (1) 都度移行: ポイント移行を申込まれる都度、お客様が指定するポイント数でポイント移行できます。この場合、指定するポイントは100ポイント以上100ポイント単位となります。
  - (2) 自動移行: 申込みいただくことで、申込み時点で保有しているDCMX利用ポイントをすべてポイント移行し、以後、DCMX利用ポイント付与の都度、自動的にポイント移行を行います。この場合、第5条第2項にかかわらず、移行するポイントは、1ポイント単位となります。
- 2 「ポイント移行手続期間」中に以下のいずれかの事象が生じた場合は、ポイント移行の申込みに係る承諾を取り消します。この場合、移行手続き中のDCMX利用ポイントが失効する場合がありますのでご注意ください。
  - (1) 指定契約回線について解約又は電話番号保管がなされた場合
  - (2) 指定契約回線において、プレミアクラブを退会された場合
- 3 自動移行が設定されている指定契約回線について、前項各号いずれかの事象が生じた場合、当社は、その事象が生じた日以降の自動移行を停止します。この場合、移行手続き中のDCMX利用ポイントが失効する場合がありますのでご注意ください。
- 4 お客様が第三者名義の携帯電話等回線を指定契約回線とする

場合は、お客様の責任において事前に当該第三者の同意を得てからポイント移行手続きを行うものとします。

- 5 当社は、お客様がポイント移行先の指定契約回線を誤って指定した場合であっても、DCMX利用ポイントの返還等には一切応じられませんので、予めご注意ください。

#### 第8条 (非回線契約者向けドコモポイントへの移行)

- 1 お客様は、以下の移行手続きを行うことにより、DCMX利用ポイントをお客様が指定する任意のdocomo ID(ドコモの回線をお持ちでない方向け)(以下「指定docomo ID」といいます)の非回線契約者向けドコモポイントへ移行することができます。
- ・ 都度移行：ポイント移行が申込まれる都度、お客様が指定するポイント数でポイント移行できます。この場合、指定するポイントは100ポイント以上100ポイント単位となります。
- 2 「ポイント移行手続期間」中に、指定docomo IDが、「docomo ID規約(ドコモの回線をお持ちでない方向け)」に基づき失効した場合、当社は、次項に定める場合を除き、ポイント移行の申込みに係る承諾を取り消します。この場合、移行手続き中のDCMX利用ポイントが失効する場合がありますのでご注意ください。
- 3 「ポイント移行手続期間」中に指定docomo ID失効手続きと同時に「docomo ID規約」に従いdocomo IDの利用申込みを行うことにより、docomo IDの発行を受けられた場合、移行手続きが完了した時点でお客様が当該docomo IDの対象回線契約においてプレミアクラブに入会しているときは、当社は移行対象のDCMX利用ポイントをプレミアクラブポイントに移行します。
- 4 お客様が、第三者が発行を受けたdocomo ID(ドコモの回線をお持ちでない方向け)をポイント移行先として指定する場合は、お客様の責任において事前に当該第三者の同意を得てからポイント移行手続きを行うものとします。
- 5 当社は、お客様がポイント移行先のdocomo ID(ドコモの回線をお持ちでない方向け)を誤って指定した場合であっても、DCMX利用ポイントの返還等には一切応じられませんので、予めご注意ください。

#### 第9条 (利用制限)

- 1 当社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合には、ポイント利用、ポイント移行の申込みを受け付けません。
- (1) DCMX利用規約の定めるところにより、当社がお客様の本サービスの利用を停止する措置を採った場合
  - (2) 当社がお客様との本サービスの契約を解約して終了させることができるとしてDCMX利用規約に定める事由に該当した場合
- 2 お客様が当社指定の専用申込書にてDCMX利用ポイントの利用の申込みを行う場合において、申込みの時点で会員資格を有していたとしても、当社が当該申込みの内容を確認する時点で申込者が会員資格を喪失しているときには、当社は当該利用を受け付け

ることができません。

#### 第10条 (本プログラムの実施期間)

- 1 本プログラムの実施期間は、当社が任意に設定し、お客様に周知いたします。但し、本プログラムを終了させる場合は、終了日の1か月前までにお客様に周知又は通知します。

#### 第11条 (お客様情報の取り扱い)

- 1 当社は、お客様に関する以下の情報(以下「本件お客様情報」といいます)を、本プログラムをお客様に提供するために利用します。(本件お客様情報)

- (1) お客様がポイント利用、ポイント移行の申込みの際に記載し、又は申出をされた情報
  - (2) お客様の氏名、住所及び連絡先に関する情報、並びに本サービスに係るお支払い状況及び返済状況等の当社が保有するお客様に関する情報
  - (3) ポイント利用の対象となる希望商品等の内容
- 2 お客様は、当社が指定契約回線の契約名義人に対してお客様の氏名、携帯電話番号を開示すること、及びDCMX利用ポイント本プログラムの適正な運営及びDCMX利用ポイント本プログラムの利用状況等の調査・分析のために、協賛店に対して本件お客様情報を提供することについて同意するものとします。
- 3 当社及び協賛店は、本件お客様情報の漏洩・防止その他お客様情報の安全・管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとし、本規定及びDCMX利用規約に別に定める場合等、正当な理由がある場合を除いて第三者に本件お客様情報を開示することはありません。

#### 第12条 (システムの停止等)

- 1 お客様は、DCMX利用ポイントを管理するシステム等の故障、停止、保守等その他当社の業務上の都合により、一時的に本プログラムの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
- 2 当社は、当社に責任がある場合を除き、前項の理由によりお客様が本プログラムの利用ができない場合であっても一切の責任を負いません。

#### 第13条 (本規定の変更及び規定外事項)

- 1 当社は、必要と認めた場合、お客様への予告なく、本規定及び本プログラムの内容等を変更することができるものとします。なお、変更後の本規定及び本プログラムの内容等は、DCMXホームページ(<http://dcmx.jp>)に掲載します。
- 2 本規定に定めのない事項については、DCMX利用規約が適用されるものとします。

#### 第14条 (連絡窓口)

- 1 本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等を受け付ける窓口は、DCMX会員についてはDCMXセンター(0120-300-360)、DCMX GOLD会員については、ゴールドデスク(0120-700-360)とします。